

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年3月8日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
第15	議案第19号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第18	議案第22号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案第23号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第21	議案第25号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第22	議案第26号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第23	議案第27号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案第29号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第30号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第31号	稻越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第32号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第33号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第34号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第35号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第36号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第34	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第35	議案第39号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第36	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第38	議案第42号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
第39	議案第43号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
第40	議案第44号	飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
第41	議案第45号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第46号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(三之町まちづくりセンター)
第44	議案第48号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第45	議案第49号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第46	議案第50号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第47	議案第51号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第48	議案第52号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第49	議案第53号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第50	議案第54号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第51	議案第55号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第52	議案第56号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわくはうす))
第53	議案第57号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第54	議案第58号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第55	議案第59号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第56	議案第60号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第57	議案第61号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり～湯他)
第58	議案第62号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第59	議案第63号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第60	議案第64号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第61	議案第65号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第62	議案第66号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第63	議案第67号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第64	議案第68号	平成29年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第65	議案第69号	平成29年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第66	議案第70号	平成29年度飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第67	議案第71号	平成29年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第68	議案第72号	平成29年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第69	議案第73号	平成29年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第70	議案第74号	平成30年度飛驒市一般会計予算
第71	議案第75号	平成30年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
第72	議案第76号	平成30年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第73	議案第77号	平成30年度飛驒市介護保険特別会計予算
第74	議案第78号	平成30年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第75	議案第79号	平成30年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第76	議案第80号	平成30年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
第77	議案第81号	平成30年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第78	議案第82号	平成30年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第79	議案第83号	平成30年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第80	議案第84号	平成30年度飛驒市情報施設特別会計予算
第81	議案第85号	平成30年度飛驒市給食費特別会計予算
第82	議案第86号	平成30年度飛驒市水道事業会計予算
第83	議案第87号	平成30年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第84		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 4	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 7	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第 8	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
日程第 10	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 12	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 13	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
日程第 15	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 16	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 17	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 18	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 19	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
日程第 21	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 22	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第 23	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 24	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 25	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 26	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 27	稻越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 28	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 29	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 30	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 31	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 32	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 33	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)

日程第 3 4	議案第 3 8 号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第 3 5	議案第 3 9 号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第 3 6	議案第 4 0 号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第 3 7	議案第 4 1 号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第 3 8	議案第 4 2 号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
日程第 3 9	議案第 4 3 号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
日程第 4 0	議案第 4 4 号	飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
日程第 4 1	議案第 4 5 号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第 4 2	議案第 4 6 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 4 3	議案第 4 7 号	財産の無償譲渡について (三之町まちづくりセンター)
日程第 4 4	議案第 4 8 号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第 4 5	議案第 4 9 号	指定管理者の指定について(万波牧場)
日程第 4 6	議案第 5 0 号	指定管理者の指定について (飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第 4 7	議案第 5 1 号	指定管理者の指定について (飛騨市観光案内所)
日程第 4 8	議案第 5 2 号	指定管理者の指定について (飛騨市数河グラウンド (数河平成グラウンド他))
日程第 4 9	議案第 5 3 号	指定管理者の指定について (飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第 5 0	議案第 5 4 号	指定管理者の指定について (なかんじょ川関連)
日程第 5 1	議案第 5 5 号	指定管理者の指定について (飛騨市河合森林総合利用施設 (YuMeハウス))
日程第 5 2	議案第 5 6 号	指定管理者の指定について (飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわ~くはうす))
日程第 5 3	議案第 5 7 号	指定管理者の指定について (飛騨市アスク山王)
日程第 5 4	議案第 5 8 号	指定管理者の指定について (飛騨市やまびこ学園)
日程第 5 5	議案第 5 9 号	指定管理者の指定について (飛騨かわいスキー場)
日程第 5 6	議案第 6 0 号	指定管理者の指定について (飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
日程第 5 7	議案第 6 1 号	指定管理者の指定について (飛騨市宮川温泉おんり~湯他)
日程第 5 8	議案第 6 2 号	指定管理者の指定について (山之村キャンプ場)
日程第 5 9	議案第 6 3 号	指定管理者の指定について (飛騨市流葉交流広場他)
日程第 6 0	議案第 6 4 号	平成 29 年度飛騨市一般会計補正予算 (補正第 6 号)
日程第 6 1	議案第 6 5 号	平成 29 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算 (補正第 4 号)
日程第 6 2	議案第 6 6 号	平成 29 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算 (補正第 1 号)
日程第 6 3	議案第 6 7 号	平成 29 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算 (補正第 4 号)
日程第 6 4	議案第 6 8 号	平成 29 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算 (補正第 4 号)
日程第 6 5	議案第 6 9 号	平成 29 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (補正第 2 号)
日程第 6 6	議案第 7 0 号	平成 29 年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算 (補正第 2 号)
日程第 6 7	議案第 7 1 号	平成 29 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算 (補正第 1 号)
日程第 6 8	議案第 7 2 号	平成 29 年度飛騨市水道事業会計補正予算 (補正第 3 号)
日程第 6 9	議案第 7 3 号	平成 29 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算 (補正第 2 号)
日程第 7 0	議案第 7 4 号	平成 30 年度飛騨市一般会計予算
日程第 7 1	議案第 7 5 号	平成 30 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 2	議案第 7 6 号	平成 30 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 3	議案第 7 7 号	平成 30 年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第 7 4	議案第 7 8 号	平成 30 年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第 7 5	議案第 7 9 号	平成 30 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 7 6	議案第 8 0 号	平成 30 年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第 7 7	議案第 8 1 号	平成 30 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 7 8	議案第 8 2 号	平成 30 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第 7 9	議案第 8 3 号	平成 30 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第 8 0	議案第 8 4 号	平成 30 年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第 8 1	議案第 8 5 号	平成 30 年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第 8 2	議案第 8 6 号	平成 30 年度飛騨市水道事業会計予算
日程第 8 3	議案第 8 7 号	平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 8 4		一般質問

○出席議員（14名）

1番	谷 端	吾二朗
2番	田 澤	美要吉
3番	村 住	健純
4番	島 森	文國
5番	嶋 中	和勝
6番	口 前	憲次
7番	村 德	彦邦
8番	下 中	次子
9番	洞 洞	勝真
10番	原 森	邦寛
11番	谷 高	寛
12番		
13番		
14番		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	也
副市長	小	倉	文
教育長	山	本	一
会計管理者	石	腰	豊
総務部長	東	佐	司
財政課長	洞	口	之
教育委員会事務局長	清	水	貢
企画部長	湯	下	宏
商工観光部長	泉	原	匡
環境水道部長	大	坪	也
市民福祉部長	柚	原	誠
農林部長	柏	木	行
基盤整備部長	青	木	則
消防長	坂	場	一
病院管理室長	佐	藤	哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	廣
書記	赤	谷	依子

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により12番、森下真次君、13番、高原邦子君を指名いたします。

◆日程第2 議案第6号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第83 議案第87号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算について

日程第84 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第83、議案第87号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの82案件を一括して議題といたします。82案件の質疑とあわせて、これより日程第84、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に6番、中村健吉君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[6番 中村健吉 登壇]

○6番（中村健吉）

おはようございます。議長より発言のお許しを得ましたので、これから質問をさせていただきます。きのう、きょうと非常にうれしいというか感動をしながらこの議場につめております。きょうも後ろに高校生の傍聴者があります。飛騨市議会がはじまってから初めてのことだと思いますけれども未来を託す若者がこの議会に興味を持ち、どのようなことが話され、そしてどのような道が開けていくのかということに関心を持ってくれるということ、これはたいへんすばらしいことでありそのような環境で質問できること、本当に感動しています。

私はいつも同じようなことかもしれませんけれども2点のことについて御質問させていただきたいと思います。

まず最初に中学校の部活動指導についてお聞きいたします。「ふるさとを愛し、たくましく生きる力を育む教育」を方針と定め、児童生徒の個を大切にしながら創意工夫を生かした飛騨市の長年の学校教育活動の成果は、最近数多く報道されて多くの者が知っています。当人の獲得した好成績は当然ですが、それを得るまでの多くの関係者の不断の指導努力に感動し、敬意を表すものです。飛騨市の教育姿勢が未来を託す若者育成に大きな全国的な模範として確立されていることを実感しながら、中学校における部活動の指導についてますます深刻になる少子化問題を鑑み、全国に先駆けて実践できる方法として提案質問をしたいと思います。

さて今月末から阪神甲子園球場で開催される選抜高校野球は、飛騨市出身の選手が出場したいへん楽しみです。しかし同時期に県内では高校野球の春季大会が開催されます。飛騨地区内 6 校の野球部も雪の残るグラウンドで十分な練習はできなかつたでしょうが、中濃飛騨地区ゾーンに加わり予戦を経て県大会に進み、次の甲子園での全国大会出場を目指しています。今回の中濃飛騨地区予戦には西濃のある高校と中濃のある高校の合同チームが参加します。近年、県下の高等学校では部員不足でチームを編成できないところがあり、入学後に好きな野球を続け、心身を鍛えて充実した高校生活を送ろうとしても、試合ができないまま終えるのはしのびないということから、県高野連は部員不足の高校が合同チームを作り、練習し大会に参加できる方法を取り入れました。これにより自分のやりたい部活動に存分に打ち込める高校生がうまれました。さらに県の枠を超えての合同チームを作るという意見も出ていると聞いています。学校生活の中で、部活動は重要な意味を持ちます。自分の好きな部活動を思いっきりやりたいと思っても、人数が足らず仕方なくあきらめなければならないことはまことに残念です。少子化のために学校においていくつかの部活動が開設されることは以前からありました。指導者の問題、教員の勤務超過問題等多くの問題が派生していることは承知しておりますが、この少子化の問題は随分以前からわかっていたことであり、それに対する対策は考えておかなければならぬものがありました。県高野連のとったこのような方法はそうした問題への対策の一つと考えます。中学校での部活動について、児童生徒が自ら選ぶ種目について学校間の枠を取り扱う体制を考える時ではありませんか。この通告書を提出してから新聞に部活動に関するニュースがたいへん流れまして、ご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、文部科学省が推進している部活指導問題について大きな关心がいま湧いているときではないかと思います。時代の先取りとして学校管理下における部活動の内容を変え、保護者責任・団体責任のもとで幅広い部活動ができる体制を推進させることは不可能でしょうか。そこで飛騨市における部活動指導について伺います。

1 番目、市内の中学校で行われている部活動で、人数不足から実施できない種目はありますか。2 つ目、他校と合併して行う方法はできませんか。3 つ目、多くの種目で、学校の枠を取り扱い、力を伸ばす方策を考えてはどうでしょうか。4 つ目、放課後の部活動を選択制にして、外部団体への参加を認めることはできないでしょうか。以上、お願ひしま

す。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

教育長、山本幸一君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[教育長 山本幸一 登壇]

□教育長（山本幸一）

おはようございます。12月議会では、教員の多忙化と部活動との関連を内容としてご質問いただきましたが、今回は、部活動そのものの意味とそれから部活動組織の現状と今後についてのご質問、4点について答弁いたします。

まず最初に、市内中学校の部活動において、人数不足から実施できない種目についてですが、現存の部活動の実態からお答えいたします。

夏の中体連終了後、3年生が引退しまして、1・2年生で活動が行われていますが、例えば明日、試合があるとしまして、現状の部員数で単独校として参加できない部活動は、3名の古川中学校女子ソフトボール部、6名の神岡中学校野球部、4名の神岡中学校男子バスケットボール部です。いずれも新年度に入部募集がされますが、その入部者数によって、規定人数に達しない場合は単独校としての大会参加はできることになります。

次に2点目の「他校と合同による部活動の実施について」お答えします。

これは、全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定に基づき、少人数を理由に運動部として単独チーム編成が出来ない場合には、示された条件を満たすことによって、複数合同チームで中学校体育大会に参加することはできます。また、協会主催の大会については、それぞれの協会規定に基づいての参加となっています。

そこで飛騨市の実状をということで、今年度で申しますと神岡中学校の野球部が、高山市立北稜中学校との合同で神岡の神と北稜の稜を合わせて「神稜クラブ」というチーム名によって中体連大会に出場しまして、飛騨地区3位ということで大健闘いたしました。また、同じ神岡中学校サッカー部は、協会主催の「アンダー13」の大会にいずれも該当部員数が11名に満たない高山市立東山中学校と中山中学校との3校でチームを編成して出場しています。

なお、最初に答弁で申し上げましたように、古川中学校の女子ソフトボール部は現2年生のみの3名で、極めて厳しい状況にあり、4月に新入部員がいない場合には、その3名の卒業後には休部になる可能性がありますことをご理解ください。

次に3点目、「多くの種目で学校の枠を取り扱い、力を伸ばす方策を考えることについて」と、4点目の「放課後の部活動を選択制にして、外部団体での活動を認めることにつ

いて」は、関連がありますので、あわせて答弁いたします。

まず現状ですが、この数年で非常に知名度のあがりました「ボーイズ」の名称によります硬式野球をはじめ柔道・空手・ボウリング・水泳・バレエそして日本舞踊など、学校外でのスポーツ活動や文化活動に意欲を持って積極的に活動している生徒がたくさんいます。議員のお考えの通り、部活動に所属しないでも他の組織やサークルで、自分が最も取り組みたい活動によって自らの個性や得意分野を伸ばすことは、一人の人間としての成長という観点から極めて重要であると考えます。

このことは、おでかけ市長室において保護者の要望としての声にもあったと聞いているところです。

そこで、必然的に現在の部活動への全員加入という学校体制をどうするかということになるわけですが、12月議会でもご質問いただきましたので、中学校長会にも「今後の部活動のあり方を考える」として、検討課題にしているところです。いずれにしましても部活動加入自由制に踏み切るためには、飛騨市の中学校がおかれている環境や諸条件によって解決しなければならない問題もあります。保護者・学校そして教育委員会等それぞれ連携を密にしながら将来を見据えての部活動のあり方を検討・協議していく所存でございます。

[教育長 山本幸一 着席]

○6番（中村健吉）

飛騨市の方針、動きを知ることができて非常に満足いたしました。先ほど言いましたけれども、新聞等で報道されているもの、けさも載っておりました。名古屋は中学校の部活動を中学校の先生がやるのはやめると。それから多治見では部活の先生の部活動の顧問の暴力問題といろんなことがありました。詳しくその内情を私は調べていませんので、軽々にものは言えませんけれども、例えば部外の外部講師によるこういった問題等があった場合、いろんな責任問題というのがでてきますけれども逆に言うと、これだけの大きな問題を中学校の部活で教員が責任を負っているという事実もあります。ですから今ほど教育長から言われましたけれども内容について十分検査されて、保護者、本人そして教員も納得できるようなそんな対策を飛騨市ゆえにいろんな意味で県の教育委員会に実践が立派な方向ができるこの市だからこそ提言できるようなものではないかと思うのですが、いかがでしょう、県へ向けての発信という点ではどうお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほど答弁で申し上げましたように、飛騨市という地域の実情がございます。また教育長会等でもこの部活動問題については、日頃協議していることでございますので、私たちの市と同じような問題を抱えている市もございますので、また十分教育長会でも協議しまして県のほうへあげるべきことについては、十分あげていきたいというふうに思って

います。

○ 6 番（中村健吉）

ありがとうございました。この問題については本当に期待していますし、また保護者も関心を持っておられることだと思います。それでは、2番目の問題について質問をさせていただきます。市内の道の駅に対する支援についてでございます。この道の駅の問題につきましては、これまで何度か質問してまいりました。できればこれを最後にしたいと思うのですが、今回どうしても確認したいことがありますので、お伺いしたいと思います。前回の質問で、飛騨市が道の駅についてどのような姿勢であるかを確認いたしました。現在市内にある3つの道の駅がそれぞれどのような経緯を経てつくられ、市の関わりがどこまで可能かについても教えていただきました。充分納得できるものであり、明るい期待を抱くこともできました。私は県内外各地を訪ねた時は、なるべく多くの道の駅に立ち寄り、その地域の状況を研修してきます。前も言いましたが全国どこの道の駅も真剣にその営業に打ち込んでおり、地域住民の思いが反映され、行政も参画して地域紹介と発展を期したさまざまな地域の「サテライトベース」的な施設となっております。

最近はそれに加わること、地域における「テーマパーク」のような楽しく遊び、学べる発展的な企画も実施運営されていることを確認できました。飛騨地区内すべての「道の駅」も研修ましたが、中でも畠畑の「道の駅いぶし」は、真剣に事業発展を推進させようとしておられました。道もバイパス整備され、飛騨市の南の玄関口として「山と生きる」飛騨の生活文化を前面に押し出し、全国でここだけしかできない特色を研究し、営業内容を関係者みんなで知恵を出し合い確立させようとしておられます。非常に樂しみな「道の駅」です。

神岡の宙ドームの「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」支援事業などはそのテーマパーク型の典型的なものになるのではないかと思います。この2つの「道の駅」のこうした動きは、市民に納得・支援していただけるものと思います。

「道の駅アルプ飛騨古川」についてお伺いいたします。昨年9月の議会で市長は、私の質問に対し「道の駅アルプ飛騨古川」について、こう答弁されました。「現在、事業者は道の駅の意義について市の玄関口という非常に重要な場所であると認識し、この施設を再度積極的に活用したいと強い意識を持っておられる。したがって、市は支援を行って事業者と一緒に盛り上げていくという結論に達した。およそ道の駅とは合わない、特色の無い店舗が設置されたり、長期休業といった事態に陥ることは絶対に避けなければならないと考えている。道の駅にふさわしい事業を行っていただくことなどを柱とする協定を改めて締結させていただくという方針を提示し、事業者とも合意した。具体的な内容は今後詰めていくが、例えば「事業内容について事前に市と協議する」、「事業変更等を行う際には、市の許可を得ること等、項目を詳細に盛り込み市として関与できる余地を保持していく」、「ハードの整備、ソフト面の充実、P R等について積極的に支援していく必要がある」本当にうれしい答弁でした。多くの心配をしていただいている市民の皆様もそ

れに納得し感動されたと思います。「道の駅アルプ飛騨古川」は昨年12月に営業を再開しました。その後の状況は、飛騨市の求める「道の駅」の姿を満足させるものなのでしょうか。お伺いいたします。

1番目、事業者と飛騨市が取り交わした協定書はどのような内容でしたか。2つ目、道の駅の内容について、飛騨市側として支援する部署と構成員はどうなっていますか。3つ目、事業者から金銭を含め、支援要請内容を受ける部署はどこでどうなさるのでしょうか。4つ目、事業者への金銭を含め、支援内容の審査はどのようにどこでなされますか。5つ目、事業者に対する支援のハード面、ソフト面の内容はどこで、どう決められるのでしょうか。6つ目、事業者への金銭的な支援補助は行われたのですか。されたとしたら幾らでしたか。7つ目、「道の駅アルプ飛騨古川」への市として関わりに限界があるとしたらそれは何でしょうか。以上、よろしくお願ひします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[商工観光部長 泉原利匡 登壇]

□商工観光部長（泉原利匡）

おはようございます。それでは、「道の駅アルプ飛騨古川」に関しまして7点の質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目ですが、昨年12月27日に有限会社アルプ飛騨古川と「道の駅アルプ飛騨古川の地域振興施設に関する覚書」を取り交わしました。

内容は、地域振興施設の事業として、地元住民や地元団体等との積極的な連携を図りながら施設運営を行うものとし、民間事業者のノウハウや新規事業を積極的に取り入れながら運営することで、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域活性化の場を提供し、飛騨市の地域振興に資するものとしております。

具体的には、直売・物販施設については、地元名産コーナーとして地元商店の商品を販売するなど、地元企業との連携により地元特産品のPRに努めること。飛騨市推奨特産品の取り扱いには、とくに配慮すること。農産物直売所は、地産地消を図るために、地域の生産者や関係団体との連携を図ること。市内生産者の参加を広く促すこと。販売品目により、必要な営業許可を取得すること。施設の集客や収益の増加に取り組むこと。飲食施設については、利用者に常に楽しんでもらえるよう、地域と一体となった創作メニューの提供など、子どもから大人までが一緒に楽しめる形でのメニュー提供に努めること。四季折々の地元農産物を食材として積極的に使用すること。地産地消に向けた地元・関係団体等との連携を図ること。広報については、市と一体となり道の駅を広く多くの人に利用してもらうため、施設の特色やイベント、観光施設等の情報をそれぞれ効果的に発信すること。利用者の観光案内等にも積極的に応えるものとし、施設内における観光ポスター類の掲示にも配慮すること。運営管理については、施設を円滑に運営するための、組織体制及び勤務体制を構築すること。職員及びアルバイト等の研修教育について徹底すること。市

内からの積極的な雇用に努めること。連絡調整会議として、地域振興施設の経営状況を開示し、市を含めた連絡調整会議を年2回開催しなければならないとしております。

2点目の飛騨市側として支援する部署と構成員ですが、商工観光部の商工課が担当しております。企画部や基盤整備部とも連携しながら支援していくこととしております。

3点目の事業者への金銭を含め、支援要請内容を受け付ける部署は、商工課でございます。

4点目の事業者への支援内容の審査につきましては、飛騨市道の駅振興補助金交付要綱により商工課で審査し、実際の交付に当たっては、他の補助金と同様に財政課の合議をもらいます。

5点目の支援のハード面、ソフト面の内容はどこで、どう決められるかにつきましては、補助金交付要綱にしたがいまして、ハード事業につきましては、施設の改修等工事で、建物本体にかかる費用、建物と一体化して機能を果たす設備にかかる費用を対象として、費用の2分の1以内で上限500万円としております。また、ソフト事業につきましては、イベント開催に係る費用のうち、備品等のリース代・宣伝広告・イベント運営にかかる保険料等を補助対象としており費用の2分の1以内で上限50万円としており、商工課で審査し予算の範囲内で交付決定します。

6点目の事業者への金銭的な支援補助は行われたか。行われたとしたらいくらかについてですが、店舗の改装などハード事業について、1,120万円余の工事をされましたので、補助金交付要綱にしたがいまして限度額の500万円の交付手続きを行っているところです。

なお、ソフト事業につきましては、今回実施されておりませんので、ハード分のみの交付となります。

最後に7点目の市として関わりに限界があるとしたらそれは何かについてお答えします。やはり市としての限界は、建物を所有しておらず、経営にも携わることができないことから、運営についての関わりが要望にとどまってしまい、みずから改善策を打ち出すことができない点にあると考えております。

実際に、食堂再開後の状況は市としても決して満足いくものではなく、事業者に対して、再開後の食堂メニューに特色がないこと、従業員の接客態度、注文方法など食堂再開後の評判は決して芳しくないことをストレートにお伝えしております。

それに対して事業者からは、ここでしか食べられないメニューの検討している。食券機セルフ方式でないとレジを変える必要があったことから現在の方式で行っているが、今後、普通の注文・配膳に変更することを検討する。従業員の教育についても徹底していく。イベントについては、4月末に山菜市や餅つき等を行い道の駅をPRしたい。食堂前の通路を無料で貸し出し地元農家の農産物の直売を行いたい。軽トラバザールやフリーマーケットなど道の駅に来れば何かやっているという雰囲気をつくりたいとかがっております。

おのずから限界はあります、市としては、よりよい道の駅となるよう粘り強く、事業者と協議を重ねていきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○6番（中村健吉）

アルプ飛騨古川に対して道の駅がこうあってほしいという思い、万全な対応でむかわれているということ、これは理解できました。「しかし」がつきます。500万円のいま補助を考えているという話でした。私先日確定申告行ったのですが、自分の年収よりはるかに高いお金があのいまに改装したからということで、これは約束事であったからということで、支払われるとしたらもう何も言えなくて、これが限界なのかなという気がいたします。市長に伺いますが、市としてやはり建物をあそこで事業者がやっていらっしゃる以上は、もっと強くはできないものなんでしょうか。お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まさしくその点が問題でありまして、議会のこの議場の答弁でも実際に提示した金額、提示された金額、正確にお伝えをし合意に至らなかつたことを申し上げたわけでありますけども、やはり建物を所有しておらず経営権を持たないということは本当に先ほどの部長の答弁にあったように要望にとどまってしまう。これは道の駅だけではなくてですね、議会の中でもいろんな議論がある町の中の飲食店なんかはこうあるべきではないか、お店はこうあるべきではないかというところに関われない。関わるとしてもいろんななかたちで強く要望していくしかないというのはどうしても限界になってしまふというのは強く感じています。ただ今回補助の金額がございますが、いままではまったくそうしたこともありませんでしたから申し上げる根拠がなかった。ただの要望であったということですし、それから業態を転換したりあるいは廃業したりというリスクがあつても何も手も出すことができなかつたわけありますけども。補助、そうしたことがあった場合には補助金返還ということに当然なるわけでありますからその点である程度ものが言える根拠といいますか、がでてきているというのは間違いないところでありますので、本当に限界という中で粘り強く本当にお願いをしていく。また話合っていくしかない。ある種、救いなのはですね、前向きに何とかしていきたいという気持ちはお持ちなものですから、我々としてはその部分を望みを託しながらお願いをして一緒になって考えていくよということをやっていくしかない。ただ道の駅の宿ドームなんかとは違つて、みずからこうするということができないのは、これはやはり限界だろうとひとつの限界なんだということは認めざるをえないし、それは建物の所有と経営等から考える必然のことであるというふうに考えているところでございます。

○6番（中村健吉）

他の道の駅と比べてみます。ここに、岐阜の道の駅55のガイドがあります。アルプ飛

驛古川は写真が載っていますが紹介されているのはとなりのそば屋さんの写真です。行ってみると営業時間は午前11時から午後2時まで。県下すべての道の駅の写真がそれぞれの建物を紹介し、その名物は何でこういうものがあるか、どういうものを売りにしているかという説明がある中で昨年の12月にできたものなんですかとさわやかなものです。

畦畠の道の駅、清見のインターを降りて、そしてあの道をトンネルをくぐると秋になると目の前に雲海がひらけてきます。平岩のところのバイパスができる、平岩の橋を渡る瞬間、目の前にこういった飛騨盆地の山城がはっきりと見えます。あの橋を過ぎて高野に入ると目の前に乗鞍が大きく映ります。古川・国府盆地が開け、そこに住もう人々のきれいな空気の中での生活が見えます。そして稻葉へおりてくると、夜になるとまちのあの灯りが輝いてひっそりといながらここにある「山の民の生活のすがた」、それがよく見えます。

そこでいぶしでは訪れた方たちにここでしかできないもてなしをしたいということで考えて協議し、山の生活のいらなくなつたものをバザールのようななかたちで売ってもいいなというような話もあります。また運がいい人はいぶしのトンネルを超えた瞬間に朝とか夜ですけれども、熊に出会えます。カモシカがでることがあります。昨年は白いツバメがあの道の駅に飛んできて話題になりました。条件は自然に恵まれたいい場所でそれを生かしてがんばろうとしてそういう経営者がいらっしゃる中で、今市長が言われたようにどうしても市が入り込めない、経営については言えないんだと事業者のその思いを何とか変えていくようにしか頼めないんだ、要望していくしかないんだということを聞くと仮にまた事業者が今度そういうふうにするのでまたちょっと支援してほしいという話になったときに審議してお金を支援するということがありうるのでしょうか。どうでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ソフトの事業のお話かと思うのですが、その補助の仕方、支援の仕方というのはいろいろあります。これはべつに審査の仕方も含めて検討していかなければいけない話でありますから、より実効性が上がる方法で考えていくべきだと思っておりますし、全部と言っても2つになりますが、道の駅に共通する制度でありますので、よりいいものになっていくという考えの中で取り組んでいくことかと思います。あと道の駅ということなんですが、道の駅という名前はついていなくても道の駅の機能を果たしているというのも実際にございますし、そうしたものも含めて玄関口のあるいは情報発信、特産物販売の機能を市としてどう持たせていくのかということについてはもうすこし幅広く考えていかなければいけないのかなと思っていますところでございます。

○ 6 番（中村健吉）

平成 30 年度予算主要事業の項目、この中に神岡の話がいろんな部署からこういったかたちでという支援の話、予算等も計上されています。先ほどの話ですといま商工観光のほうでその窓口になっているという話でございましたけれども、他の部署で企画・総務いろいろなところでいま一度あそこの運営について意見等を集約して対策をとることはできないものでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

担当はそれぞれありますが、担当課の担当者だけで決めているということは、これは市政全体についてございません。とくにこういう問題については、必ずいろんな関係する部署集まってですね、私のところで協議しながら進めているということですから、商工課が担当だからといって商工課の職員だけが決めているということはないとご理解いただければと思います。

○ 6 番（中村健吉）

前回も申しました。この飛騨市の予算、それを訪れてくれた人たちに P R できる、その最初の玄関口が道の駅だと私は認識しています。そして先ほど言いましたように、それがいまはもうテーマパーク的な存在として全国の道の駅は展開しているのではないかと思います。その条件にアルプは合っているのではないか。そういう可能性はたくさんあるのではないかと素人目かもしれませんけども考えています。また市民の方も多くそういう目で見ておられるのではないかと思います。またそれにさして高校生、全国の道の駅の中では高校生たちがその授業の中でつくりあげた製品も販売する。その学校の学習の成果にあげようとしている。そういう取り組みをしている、そういうものもあります。

この道の駅に対する可能性についてはまだまだたくさんあると思います。いまほど市長言われましたけれども、結局限界があるわけですから根強く業者に対して全ての部署で要望を出していただいて何とか現在の道の駅の状況を変えていくということ。もう何年も、昨年もっと前から続いていることありますので、はやくできれば古川祭、神岡祭それから池ヶ原湿原が開放になる、その時期以前にここで「なるほど、こういうところがあるのか」と訪ねた人が参考になるようなそんな運営、そんな場所。力を入れていただきたいと。それをつくるためにがんばっていただきたいということをお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で 6 番、中村健吉君の一般質問を終わります。

続きまして 3 番、澤史朗君。

[3 番 澤史朗 登壇]

○3番（澤史朗）

通告書にしたがい質問をさせていただきます。3つの質問をさせていただきますけれども、まず最初に飛騨市総合政策審議会について質問をさせていただきます。

平成29年度に新しく飛騨市総合政策審議会が設置され、7月、10月、12月と3回の審議会が開かれたようですが、その成果をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。この審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会ですが、条文には「執行機関の附属機関として、審査、諮問または調査のための機関」となっており、設置条例には、「市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について調査し、及び審議する」となっています。また、条例制定の趣旨には、「広く各分野の有識者及び市民からの意見を聴取し市政に反映させることを目的とする」と謳われ、概要では、「審議会は市内公募を含む市民有識者15名以内を持って組織し、市の基本的な政策等の企画立案にあたり専門的かつ市民側の見地から調査・審議を行う」とされています。

市民からの意見聴取は、都竹市政になってから市民との意見交換会、おでかけ市長室、各種団体との意見交換会、どうやなボックスなどさまざまなかたちがすでにとられており、生の声が市政に反映されていることはとてもよいことだと考えています。その中で、この審議会の位置づけはどのように理解すればよいのか。当初の案では、ちょうど1年前になりますけれども、予算委員会の中でこのメンバー構成員の中に議員もあがっていましたが、確かにこの審議会に議員が加わることはすこしおかしたことだとは思いますが、委員は関係団体を代表する者、市民、その他市長が適当と認める者とありますが、委員はどのように決められたのか。来年度も同じ内容で、年3回の開催を予定しているのか、お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

飛騨市総合政策審議会について2点ご質問いただきましたので、まず1つ目の政策立案における成果と位置づけについてお答えいたします。

飛騨市総合政策審議会は、市政全般についてさまざまな分野の方々が一同に会して議論することにより、各分野の代表の方々が市の課題をお互いに共有・理解し、異なる視点の中で他の分野も含めて総合的に議論を深めていただくことを期待して設置いたしました。したがいまして、「市民と市長の意見交換会」や、「どうやなBOX」とは性質が異なり、幅広い観点から市政全般についてご議論を交わしていただくことを目的にしているものあります。

こうした考え方から、委員の選出につきましては、市政の主だった分野を定め、その中で代表となるべき方についてさまざまな方にご相談しながら決定させていただいたところ

であります。

今年度においては、3回開催をいたしましたが、1回目は飛驒市の現状と課題及び平成29年度の主要事業の確認を行いました。2回目には、平成30年度当初予算の大まかな方向性を議論し、3回目に委員の皆さまから具体的な政策提案をいただくことを前提により詳しい新年度の政策の柱建てを議論いたしました。

委員の皆さまからいただいたご意見等は、政策協議の段階で検討を行い、平成30年度予算に反映させていただいたところで、市医師会からご提言のありました医療機関での備蓄の確保などが、その代表的な例であります。

次に2つ目の来年度以降も同様のかたちで開催していくのかということではありますが、平成29年度は初めての試みであったこともあります、委員の皆さまはそれぞれ自分の分野について意見を述べられたケースが多くございました。一方で、ほかの分野の方々のご意見をきかれることで、ご自身の分野以外についても感想を述べられるようになった印象を持っております。

このため、平成30年度には、一つの分野についてテーマを定め、さまざまな視点からご意見をいただくような進め方についても検討したいと考えております。また、内容と開催回数につきましては、平成29年度同様を予定しておりますが、第1回目につきましては、平成29年度事業の評価についてご議論いただきたいと考えているところであります。

[企画部長 湯之下明宏 着席]

○3番（澤史朗）

審議会の内容を説明いただきました。先日情報公開請求で第1回及び第2回の会議録を拝見させていただきました。その中で今部長の答弁にあったようにそれぞれ各委員が各お立場で率直な意見を述べられて、活発な意見交換がされていることを確認させていただき、有意義な会であることは認識させていただきました。また昨日、洞口議員の質問の答弁の中で市長が政策協議をしてそのまままとめたものをこの審議会に提示し意見を伺うという会であるということをおっしゃったかと思いますけれども、今部長の説明でもありましたけども意見交換それぞれ各分野での専門的な意見を持った方々の委員による意見交換の場であるということと、それぞれ審議会に提示した政策の意見を伺うということですけれども、そこでその場でこの政策に対しての可否を問うようなことはあるのでしょうか。お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

可否を問うということはございません。もちろん、ことしほはなかつたと思ひますが意見としてこういうのはいかがかということは当然であるというふうには想定していますけれども採決をとるようなことは考えておりませんので、そうした位置づけという取り扱い

はしておりません。

○3番（澤史朗）

そのいまの位置づけに関してですけれども、その会議録の中の第1回目の市長の挨拶の中で、この審議会に対してのことが述べられています。一部読み上げますけれども「市政全般を大所高所からしかもあらゆる分野から一同に会して議論していただく場が必要であると就任以来考えており、この審議会を設置した。飛騨市の最高位に位置する審議会という位置づけにしており、今後の政策の方針また具体的な進み方についての評価また今後どうしていくべきかということについての御意見を審議会を通じて御議論いただき、皆様方の御意見に基づいて市政を進めさせていただければと考えている」と冒頭で言われているかと思いますけれども、従来は政策立案に関しては市長のもと執行部が政策立案をして、それを議会が審議をするというかたちをとってこられたのではないかと思いますけれども、当然この政策立案に関しては市民からの意見や要望が取り入れられているわけですけれども、この市長が言っている皆様の意見に基づいて、つまり審議会の委員の皆様の意見に基づいて市政を進めさせていただければというところですけれども、いわゆる政策立案を提示し、皆様の意見に基づいて市政を進めるというところの捉え方はどのようにしたらよいのか、説明願います。

○議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市民の皆さんとの意見に基づいて市政を進めるというのは当然のことであると思っていまして、当然総合政策審議会は市民の皆さんの集まりですから、そうした意見に基づいて市政を進めるということを申し上げたものであります。したがって最終判断をしてどういう政策をするのか、それを予算にどう計上するのかは市長の責任でありますし、それを議会に問うて御審議いただいて、御議論いただいたうえで可決あるいは否決、いろんな結果があると思いますがそれが流れでございますから当然市政の運営の中で意見を取り入れていくという意味で申し上げているものでありますので、最終判断は私がして政策として予算として議会に提案をしていくというこういう流れでございます。

○3番（澤史朗）

この審議会も平成29年度新しく今年度始めた審議会であって、よその自治体でも同じとは言いませんけれども似たようななかたちの協議会というかそういったものがあるかとは聞き及んでおりますが、この中でこの審議会が飛騨市の最高位に位置する審議会という位置づけを考えられていると。そのまま継続をされるのだとは思いますけれども構成員の中にはいわゆるそれぞれの分野ですけれども、それぞれの分野任期が3年というふうに聞いておりますけれどもそれぞれの分野でいわゆる会長職や代表ということで、それが3年の任期ですけれども途中で変わっていくのではないかというふうにして考えていますけれどもそれはそのまま最初の方が3年間継続されるのか、それによって役職

が変わるというかその会長職が変われば変わっていくのか。そのへんはどのような予定でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

一応議員さん、手元に資料はお持ちだと思いますが、例えばPTAの会長さんですとかといった方がありまして役職が変わる方も当然ございます。こういった方に関しましては、やっぱり変わられた時点で変わっていくということで思っています。

○3番（澤史朗）

冒頭に質問いたしました1年目のこの審議会の成果というかたちの捉え方というのは、最初部長の答弁があったかと思いますけれども、すこし聞き漏らした部分があるので、1年目の成果としてはどのようにお考えかもう一度お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

1年目としまして先ほど申し上げましたとおりひとつの例としては、いろいろな市の政策協議の中である途中段階での状況を説明しまして、そこから御意見をいただいた中に先ほど言いましたのは、医療機関での備蓄等々がございました。こういったことが私どもが気付かなかつたこととしてあげられたということがありまして、危機管理上大事にしていかなければいけないという大きな柱の中に漏れていた部分があったものですからそういういったものを取り込んだというのはひとつ代表的なものとしてあったということをお伝えいたしました。

○3番（澤史朗）

再確認させていただきました。ありがとうございます。いわゆる通常のいろいろな意見聴取の中では気付かない部分のいわゆる「気づき」がその中で得られたということだと思います。そういう非常に重要な審議会が平成29年度に設置されて今後も継続をしていくというかたちですけれども、例えばこの飛騨市内にいろいろな会議がございます。例えば公共交通会議ですか市民福祉部でやられている子ども子育て会議。これらは傍聴が可能となっています。ただしこの審議会のほう、私もちょっと注意してホームページ等を見ていたのですけれども、その傍聴可能というような案内はなく今回ちょっと気になつたので、情報公開請求で1回目、2回目の会議録を拝見させていただいたわけですけれども来年度もこういったかたちで、いわゆるクローズのかたちでその審議会が行われるのか、また傍聴とまではいかなくともその会議録の要点をまとめたものを公表するとかそういうお考えはないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっといま伺ってあれですが、非公開というつもりは全然ございませんので、たぶん告知をしなかったのだろうと。告知をして参加して聞いていただけるようにしていきたいと思いますし、また中身もですね、要旨の公開になると思いますがしていきたいと思っています。

○3番（澤史朗）

いつも市長のほうがオープンにしてやっていくというお話をされている中で私が見落したのか、私が見る限りではその審議会の開催日がいつであるとかそういったことは知らないまま3回が過ぎたというのは事実でございますので、いま言ったようにその非公開にするつもりはないということですので、来年度会議の審議会の開催日等をまたホームページ等で掲載していただければ、その興味のあるときにまた拝見をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは2つ目の質問に移ります。飛騨市の学校教育の充実と将来展望をお伺いいたします。飛騨市の学校教育では、「個に徹する指導」として児童生徒ひとりひとりとしっかりかかわりを持ち、集団生活の中で判断力を持って自己表現ができる子を育てる環境づくりをさまざまなかたちで積極的に取り入れられていると感じています。少人数学級指導や小学校4年生までの35人クラス、加配の配置、また来年度は平成32年度の小学校での英語授業の完全実施への移行期間として小学校3・4年生における外国語活動の講師の配置される予定があるなど、その例の1つであると考えます。しかし、学校によって1クラスの人数に現状では隔たりがあり、小学校高学年で1クラス22～23人のところもあれば40人近いクラスもあります。憲法第26条に「全ての国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」とありますけれどもこの状態で等しい教育が受けられているでしょうか。学級編制と教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められていますが、地域や学校の実情に応じた学級編成の弹力的な取り扱いについて市教育委員会が特に必要がある認めた場合はこの限りではないとされています。このクラス人数の格差をどのように考えられているか。小学校高学年での35人学級がいいのかどうかは議論の余地がありますが、一人の先生が20人を相手にするのと40人を相手にするのでは同じではないでしょう。35人学級が対象となるのは現在のところ古川小学校だけですが、年齢人口が現状のままだとすると4年後には古川西小学校1年生が35人学級であっても1クラスとなります。古川中学校では今年度まで各学年5クラスであったのが、この4月からは1、2年生が4クラスずつとなり、クラス数が2クラス減るようです。当然県費でまかなわれる教員数も減ると思われますが、児童生徒数の減少とそれにともなう教員数の減少、指導要領の改訂による教科の追加。そして5年後、10年後どのようなビジョンを持って飛騨市の学校教育を行っていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

この先5年間でこのような急激な変化をともなう学校現場と考えますが、先生方も多

少クラスの人数が増えても事務量が軽減されれば負担はあまり変わらないかと想像いたします。しかしこれからは、教員の資質がいままで以上に問われてくるような気がいたします。より多くの経験を積み子どもと真剣に向き合うことが必要だと考えます。新年度予算で、市職員の人材育成研修として430万円余の予算がついておりますが、教職員の研修に対しては24万3,000円、先生は県採用の職員、市職員とは違うという観念があるのなら多少残念ですけれども、研鑽を積みその人の資質が向上すれば、市職員であっても学校の先生であってもその受益者は同じ飛騨市民です。法律でも、教育公務員の研修を定めております。また、飛騨教育事務所管内でもっと盛んに教員の人事交流が行なわれてもいいのではないか。現場の先生方の資質が向上すれば、子どもたちの資質も向上するものと考えられます。将来に向けては長期の研修も必要となるかもしれません。そのときは代用教員を配置するなど積極的に市も関わっていただきたいと考えます。

人材育成に力を注ぎ、市長の掲げる「元気で元気な誇りの持てるふるさと飛騨市」を推進するためには教育の充実が最重要だと考えます。これから起こりうるさまざまな出来事に対し、思考力と判断力を身につけそれを実行に移すためには、小学校からしっかりととした教育が必要です。人を育てるための投資には大きな費用と時間がかかります。しかし、これを後回しにしていては衰退の一途をたどるだけでしょう。飛騨市で教育を受けたいというような環境をぜひ構築していただきたいと考えます。それぞれの学校の特色をだすためにも、管理職にある程度の裁量を与え、児童生徒と先生が伸び伸びとした未来を切り拓く教育環境づくりにもっと予算をさいてはいだだけないものかお伺いいたします。

つらつらと言いましたけれども大きく2点でございます。学校間における学級人数の格差と今後の展望。そして2つ目に教員の研修の充実と教育環境づくりについてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

私は教育環境づくりの予算の部分をお答えを申し上げたいと思います。教育環境予算の充実ということは本当に大事なことであります。その中で特色ある学校づくりという点では、なるべく学校に裁量のある予算を確保するというのが大事ではないかなというようなことを考えております。現在そういう意味では、校長が特色のあるそれぞれの学校づくりができる裁量のある予算というのをまとめてみると、例えばふるさと教育推進事業に500万、図書購入費に630万、学校支援者活用事業に90万、部活動促進に150万、学校修繕費用に800万とこういったものがあるわけでございます。もちろん、それぞれ、学校の側、教育委員会からの要望、要求、いろんな意見を踏まえながら、予算措置をしているわけでありますけども、そのうちふるさと教育推進事業は、昨年度400万から500万へ増額をいたしまして、より自由度が高まるようにいたしまし

た。また、学校修繕費用、教育内容そのものということではありませんけれども、これも平成30年度予算では一校当たり30万から100万円に大幅増額をするというようなことで計上いたしております。

現場のニーズ、各校の工夫、いろんなご意見があると思いますが、特色のある柔軟な教育ができるように、予算面で配慮していきたいというのは基本線でございますので、また平成31年度予算以降ですね、あるいは補正予算の中で、そうした意見を踏まえながら考えていくたい、このように考えております。

[市長 都竹淳也 降壇]

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

[教育長 山本幸一 登壇]

□教育長（山本幸一）

飛騨市の学校教育の充実と将来展望として、2点について答弁させていただきます。まず1点目の学校間における学級人数の格差と今後の展望ですが、このことは、地域の人口実態がありますから、飛騨市のみならず、全国すべての自治体における各学校の児童生徒数、そして各学級の児童生徒数は異なり、一律にすることは不可能を前提として答えさせていただきます。まず、本年度の飛騨市内の学校における学級の児童生徒数の実態で申し上げますと、最も多いのが古川小学校5年生の39名、それから最も少ないのが山之村中学校3年生の1名です。これは、国や県における学級編制基準に基づいているわけですが、現在岐阜県においては、小学校の1・2・3年生、中学校の1年生がそれぞれ35人以内の学級、その他の学年は40人以内と決められています。したがいまして、各学校の学級における児童生徒数は、この基準枠の中で編成され、地域が置かれた状況や実態に応じて、児童生徒の心技体を精一杯育む指導に努めています。例えば、小規模校、山之村小中学校や、宮川小学校など、1学級の人数が1名から5名の学級においては、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導がされること、すなわち、個に徹する指導によってその力を高めることができます。これが、その後、大人数の中でも埋没することなく、自信をもって活動する力となります。また、他の学校との交流活動や地域への取り組みの発信活動を意図的に行い、社会性を育むことにも努めています。山之村小中学校の船津座講演、それからこの10日に開催が予定されております宮川小学校の「感謝の会」等は、その最たる取り組みであるというふうに捉えております。

これに対しまして、古川小学校や古川中学校のように学級の児童生徒数が35人を超えるような学級においては、小規模の学級と比較して、教師がですね、個々に関わる時間は当然少なくなりますが、大人数だからこそ、日頃から多くの人間と関わり、コミュニケーション能力や社会性を培うことができるという大きなメリットがあります。しかし、学校における最大の使命は、一人一人に確かな学力をつけることです。教師の一人一人に関わる指導時間が短くなる多人数学級への配慮として、県費の加配教員や市費によるスー

パーソル人数指導講師の配置により、小学校では算数、中学校では数学と英語において、習熟度別3コースに分けた授業を実施しております。例えば、小学校39人の学級での算数授業では、それぞれ14名・19名・6名に分けて、それこそ個に応じてのきめ細かな指導に取り組んでいます。

今後、5年・10年後においても、各学校が地域の実態に応じて、メリット・デメリットをふまえた実践を積み上げますとともに、8校だからこそ可能なそれぞれの学校の成果や課題を交流して、それぞれのよさを取り入れて、一人一人の児童生徒が等しく学力や社会性が培われる教育の推進に努めていく所存であります。

続いて2点目、よりよい環境づくりの一つの重要な要素に、私も、「教師の資質向上としての研修の充実がある」というふうに考えております。そこで教員研修について答弁いたします。

そもそも教職員が資質向上を図るための研修や研鑽の場は、学校現場での日々の実践の中にこそあると考えます。これは学校現場時代から私が終始大切にしてきたことで、学校内で優れた授業を参観して研修したり、お互いに高い指導力を目指しての研究会を充実させることです。

とはいって、もちろん、外部での研修も重要で、近年意図的・計画的な研修体制が充実して、私の教諭時代とは比較にならない数と内容で実施されております。県の総合教育センターでの講座研修、それから、飛騨教育事務所での研修などですが、とくに初任者研修をはじめ、2年目や3年目などの経験年数に応じた経年研修や、それから校長・教頭・教務主任等の職務に応じた研修、また個の課題に応じた研修など、そのシステムが確立されております。これに加えて、飛騨市教育研究所においても、より教員のニーズに応じた研修として、指導力向上講座や夏季講座等を実施しております。学校への出前講座も行っております。

したがいまして、来年度に向けての教職員の研修に対する予算が、市の人材育成研修のための予算と比較しまして、十分なのかというご指摘がありました。ただ今申し上げました研修は、費用を要しないことを前提に計画・実施されていますので、市の行政職員との研修とは性格も内容も異なることのご理解をお願いいたしまして、答弁を終わらせていただきます。

[教育長 山本幸一 着席]

○3番（澤史朗）

研修のことでお伺いしたいことがございます。充実した研修が行われているというお話は今お伺いしました。その研修については費用がかからない研修ということで地元というか、この教育研究所でやられているような市内で行われている研修、これには費用がかからないと思いますけれども、例えば県のほうへ出向く研修ですかそういった場合の費用、当然動くだけで費用かかりますので、そういうときの費用だとまた先生がその研修に関して、学校を留守にする、そのときの学校の体制はどうなっているのか

お伺いします。

○議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

教育事務所あるいは県への研修につきましてはすべて旅費対応で対応しています。それからもうひとつの研修出張時の学校の中での体制ですけれどもこれは教頭、教務主任等のフリーがその学級に入りまして対応しています。

○3番（澤史朗）

先生の研修の場合、教頭先生及びフリーの教員がそれに対応するということですけれども、その教員数といいますか、例えば1人の先生が研修に行く場合は1人、2人ならばいいかと思いますけれどもそれ以上の先生が行かなければならないような研修というはないのか。その場合の全体の教員数というか、それは足りているのかどうかをお伺いします。

○議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

学校によっては非常に厳しい状況の学校も時としてありますが、例えば市で申し上げますと「教育課程研修会」というのがございます。こういう多くの教職員が一同に会するような研修会は、例えば午前授業にするとかあるいは終日休校にするとかそういうような、休校ということはめったにありませんが、そういう対応をしています。

○3番（澤史朗）

年に1回飛騨市内の全教員が集まってそれぞれの全体会があって、それぞれの部会があってというときは午前授業で児童生徒は帰るというようなことは了解していますけれども。昨年たまたま神岡小学校で公表会がございまして、それを拝見させていただきました。非常にそのとき教育長にもわざわざ御紹介いただきまして、非常に緊張をしたわけですけれども、市内の教員が集まって1つの学校で公表会するということで神岡小学校の場合は1年生から6年生まで1クラス、それから全クラスで授業を行い、それで先ほど教育長の答弁でもございましたけれども、現場での実践というところがそのあたりなのかなというふうに考えていますけれども。そういった中で研究会だとかその公表会のための授業1つくるためにやはり先生たちというのはたいへんな思いをされているかと思います。その中でどうしてもクラスの人数にまた戻ってしまうのですけれども、物理的にやはり20人のクラスと40人近いクラスでは、先生の能力に差がなくても、物理的な問題で接する時間がどうしても少ないとすることが考えられますけれどもそのへんの現状をこれは法令で決まっているからできる、できないは別にして教育長のお考えとしてどうなのかお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

非常に難しい御質問なんすけれども、やはり先ほど教育の平等というようなことの中で、どの子にも確かな力をつけるというのは学校教育の大きな使命です。とりわけ学力ということは非常に重要なことであるわけですが、当然先ほど申し上げましたように40人あるいは20人とは大きな異なりがありますので、多くの加配とかそういう教員を配置してほしいということを県にもいま要望しているところでございます。

なお先ほどの公表会等の対応ですけれども、これは非常に重要な研修の場としていますので、学校を半日にしてでもですね、こういう研修には積極的に参加して飛騨市全体の良さをお互いに学びあうということを今後とも大事にしていきたいということを思っています。

○3番（澤史朗）

けさの中日新聞に記事として載っていましたけれど、教員の働き方改革で教員の負担を軽減するための非常勤のスクールサポートスタッフ、これを県で計50人程度配置をする予定であるということが載っていました。その採用や配置校は市町村が決めるというふうに載っていましたので、今教育長が答弁の中で言われたようにぜひそういった不足であると感じるところがあればこういったところを県へも要望していただきたいと思います。

そしてもうひとつですけれども平成25年3月に飛騨市教育振興基本計画というのが策定されています。10年間の基本計画ですけれども、平成25年から平成34年までの10年間の基本計画ですが、その前期5年をその平成25年に策定され、後期5年というのがちょうど4月から、平成30年度から始まるかと理解していますけれども、通告にはちょっとなかったのですけれども、先ほどの全体的な将来の展望と含めて、この後期の5年の振興基本計画のこの見直し等だとそれというのは現在どのような状況であるか、お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

毎年飛騨市の教育の方針の重点、これを作成しておりますが、その大もとになるのがただいま議員が申されましたことでございます。当然時代は刻々と流れておりますので、変化していますので、当初はいくらいいものであっても常に見直していく必要はあるというふうに考えます。絵に描いた餅にならないようきちんと対応していくので、よろ

しくお願ひいたします。

○3番（澤史朗）

最初の質問の中でも申しましたけれども、やはり小学校からの義務教育における教育というものは本当に飛騨市が将来どうなっていくのか、先ほどの1つ目の質問でも政策審議会の話もしましたけれども、やはりそういった政策を協議し、それを実行に移す人間をやっぱり育てていくのは教育というのが一番大きなウエイトを示すものと信じております。先ほども教育長の答弁の中にいわゆるコミュニケーション能力だったりとか社会性をしっかり持たせるための教育をやっているんだということを言っていただきました。ぜひ将来を担う子供たちの環境をより充実させ、引き続き現場の先生たちにもいい環境で指導ができるような飛騨市の教育環境をお願いしたいと思います。

毎年、1回くらいは教育に関する質問をさせていただいておりますけれども、引き続きこれはエンドレスの話でございますので、しっかりと私も現場に足を運ぶなどまた先生方からお話を聞くなどして、積極的に関わっていきたいと思いますので。

それでは、3つ目の質問に移ります。飛騨市職員の給与制度の改正についてお伺いいたします。今議会の議案に「飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程されておりますが、6級制を7級制に変更し、職員数の多い40代のモチベーションを維持するための給与面での改善を図るとされていますけれども、人件費は従前と比べどの程度増額するのか。現状での時間外手当を含めた人件費の考え方との職級のバランス、10年後の人件費の試算はどのようになるのか。飛騨市の規模と財政面からみて適切と思われるか。昨日も同様の質問がされておりますけれども、昨日と重複している部分は結構でございますので、答弁をお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[総務部長 東佐藤司 登壇]

□総務部長（東佐藤司）

それでは、飛騨市職員の給与制度の改正による人件費の見通しについてお答えさせていただきますけれども、その前に重複はいたしますけれども、改めて今回の改正について趣旨を説明させていただきます。お願いします。

現在の当市の職員構成は、50代の職員が少なく、部長級職員へ登用する人材が不足している一方で、それらの職員が退職した後は40代の職員数がポストよりもはるかに多いため、今度は反対に管理職、監督職ポストへ登用できない事態が生じるという、いびつな構造となっております。

職員の給料は、地方公務員法によって、昇格、つまり上位の職に就き、上位の級の給料

表が適用されない限り一定水準以上には上がらない仕組みとなっているため、能力があるとしても、ポスト不足によって昇格も昇給もできない職員が増加する可能性があります。

今回の7級制導入は、こうしたいびつな組織構図の中で、組織全体としてのモチベーションを高めるためにも、能力に応じた昇給・昇格ができる体制を整備することを目的としております。

ただし、これによって全員を自動的に昇格させるというものではなく、あくまでも、個人の職員について、その適正や評価等を考慮して、昇格させていくことになります。

お尋ねの影響額ですが、新たに7級を新設することにより、来年度は、6級となっている部長、参事級職員の一部が7級に、5級となっている課長級職員の一部が6級に昇格していくことになります。その範囲は人事を決める中で決定されますが、影響額は250～300万円程度と見込んでおります。

10年後の人件費総額は、個々の職員の昇給・昇格や共済費等の水準が詳細には見込めないことから、正確な数字は申し上げられませんが、人数が極めて多い40代の職員が年齢を重ねて昇給する影響が大きく、平成28年度決算額ベースの24億3,460万円から、10年後の平成38年度には約2億円程度増加し、26億3,000万円～4,000万円程度となるのではないかと見込んでおります。

なお、時間外手当は、一般会計ベースで、ここ数年5,500万円～5,800万円程度で推移しており、おおむねこの水準が維持されるものと見込んでおります。

次に市の規模と財政面から見た適正性についてお答えします。

まず、7級制の導入につきましては、現在県内では、9級制が1市、8級制が2市、7級制が16市で、6級制を取っているのは飛騨市と郡上市のみとなっていることを考えますと、とくに問題はなく、適切であると考えております。

人件費の水準につきましては、国家公務員を100とした場合のラスパイレス指数で検討することになります。飛騨市は平成29年度時点では93.5となっており、県内21市の中で下から4番目に位置しておりますが、今後、40代の職員が年齢を重ねることにより、人件費総額が上昇しますので、10年後には96.8程度に上昇すると見込んでおります。

ただ、各市も基本的には団塊ジュニア世代である40代の職員数が極端に多いという年齢構造には変わりありませんので、10年後には、職員人件費の上昇に直面すると見込まれます。

現時点におけるラスパイレス指数の全国市平均は99.1、県内市平均は97.7。そして近隣の高山市では99.7、下呂市が92.8、郡上市が93.3という状況ですので、仮に他市が現在のままで、飛騨市のみが96.8に上昇したとしても、高過ぎる数値にはならないものと考えております。

[総務部長 東佐藤司 着席]

○3番（澤史朗）

この改定によって人件費総額が上昇することを確認させていただきました。平成30年度に関しては、あまり大きな上昇はないですが、10年後2億円程度増額をするというふうな試算をされているということですけれども、現状で平成30年度の予算書でも市税収入、市税歳入が減っていると。いわゆる人口減少の中で生産年齢人口も減っていく。その中でそうすると当然とは言いませんけれども、どこで何があるかわかりませんけれども、市税の歳入も減っていくものと考えられます。それに対してこの人件費だけが上昇していくというこのバランスをどう考えられていますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然その長期の財政見通しをたてるうえで、職員が年齢を上げてきますから当然人件費は上がってくるという想定をし、またその市税収入がどういうふうに変動してくるかということを見込んで長期財政見通しを立てていくということなんです。ですからそれは前提であるということですね。そうすると自由な財源をどう見出すか。人件費が必然的に上がる部分をどこで生み出すかということになりますので、これにつきましては私どもの考え方としては、公債費を減らしていくという考えに立っておるということあります。したがって公債費を減らすためには、国からの交付税措置がない借金はしない。それから大型の事業を極力抑制をする。そうしたことによって毎年の借金返しの額を減らしていく。これによってそういうものに対応していくとこういう考え方をとっておりますので、したがっていまプライマリーバランスの黒字ということを常に申し上げておりますが、その方針を堅持して、おおむねいまいくと平成34年以降、大きく公債費の額が減ってまいりますので、そうしたところでこうした需要に対応していくとこういう考え方をとっておるところでございます。

○3番（澤史朗）

普通民間の考えだと、売り上げが減るのに人件費が上がるというのがいまの市長の答弁だったように公債費を減らして、借金をしない状態、大型事業も控えるというようなことでその財源を生み出すということですけれども、たしか昨日の質問の中にもありましたけれども、平成32年4月1日からいわゆる臨時職員の給与改定に関することで、そうなってくると何らかの国の措置があるのではないかというふうで、というようなお考え方をお聞きしておりますけれども、いわゆるいま都竹市長になられてから2年が経過しているいろいろな面で活力のあるわくわくする政策が次々と打ち出されております。その中で先ほど総務部長の答弁にありました県内で6級制をとっているのは2市だけであるというふうで、だから7級制に変えても何ら問題はないのではないかということがございましたけれども、都竹市政ではいわゆる「県内で唯一」、「初めて」とか「東海初」とかということでやっておりますけども、この給与制度だけ歩調を合わせてというようなこと

で職員のモチベーションが上がるということであれば、その給与を上げること自体に何ら反対するものではないのですけれどもそういったこと、そのモチベーションを上げるというお話も前の説明でお聞きしました。昨日の市長答弁の中にもいわゆる郵便局の見守りサービスをふるさと納税でやるとか、北海道の中川町との姉妹森ですとかいわゆる職員からのビルドアップ形式の事業が採択されたというようなことがあります。そういうところで職員のモチベーションというのは大いに上がるのではないかというふうに考えております。長々と言っておりますけれども、今までの新規事業でどんどんいろいろなことをやっておりますけれども、この2年間ですね、ちょっといまその全体的な人件費にかかる予算の分を捻出、今後していくかなければいけないんですけれどもそういったところで、やはり新しいものを行う、つくり出すときには、既存のものをすべてそのままにしておいてその上に積み重ねていくのではなかなかできるものもできなくなる。いわゆる前にあったもの、不必要的ものを無くすとかあるものは縮小するとかしていかないと限られた器の中、財政の中ではなかなか難しいかと考えますけれどもこの2年間で、そういう縮小したり、取りやめたりしたものというのは事業に関してですけれども、ありますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

結構ありまして、ここの場でも議論したので御記憶かもしけんが入園入学祝い金を大幅に見直したのがその例であります。それから指定管理料の削減を行うために幾つかの施設を直営にしたり、見直しを行なったというのもございます。それからよくこの事業というのはスクラップ・アンド・ビルトということでゼロにして新しいものということを言いますけども中身を変えてしまうという議論が常にどの自治体でも抜け落ちるんです。ですから事業としてはあっても中身が全然違えばこれはもうスクラップ・アンド・ビルトであります、そうしたものは数多く現実に存在をいたしております。ですので、もちろん財源を生み出すために一番たいへんなのは固定費といったん決めてずっと出し続けなければいけないお金というのが一番こたえるんですね。政策で少額のものでうてるものというのは中身の見直しがききますから、そんなに政策的にも財政的にも負担になつてこないんですが、大きなものは給付型で一律に配るという形でどんとやるのが一番こたえるんです。私としてはそういうものを極力抑制している。ですので一律に配布するような施策というのは少ないのはひょっとしてお気づきかもしけんが、そこはかなり慎重にやっておるところということあります。

それから先ほどのお話なんですが、民間企業であれば当然売り上げをどうやって上げるかという、しかもコストをどうやってダウンさせるかということですが、飛騨市の財政構造でいきますと、売り上げアップ、つまり市税収入のアップというものが極めて限定的である、こういう構造があります。予算書を見て、ご覧になっておわかりかと思いますが、

法人市民税、とくにここよく議論になりますので、法人市民税はうちの場合2億ほどしかない。全体の中で。しかも上位10社で60パーセントです。そうなると産業振興の努力が税収に結びつかないという構造になっている。また税収が伸びたとしても、その分は交付税で調整されますから実際は交付税がどう動くのかということではなくど左右されてしまうというのが飛騨市の財政構造なんですね。ですからむしろ個人市民税とか固定資産税も家屋・土地というよりも償却資産のほうが多いですからJR東海の鉄道とかダムとかのウエイトのほうがはるかに大きいんですね。そういう一般的な常識にとらわれず予算を見ていただくと意外とどういうところに手を打たなければいけないのかと見えてくる。もちろん全体的な財政構造の中で、市税でいくと個人の市民税ですから、飛騨市の人人が働いて稼いでくれるということが大事ですので、市全体の経済、これは市だけではなくて高山市も含めてです。飛騨地域の経済が膨らまないと飛騨市の税収が上がらない構造になっている。とくに飛騨市の場合は2割、旧古川町は3割高山で働いていますから高山の経済も上向かないといけないということで飛騨地域全体のパイを増やす取り組みをやっているんだということなんです。その中で市がつまり儲けを出す、税収を増やすということにふれる自由度というのは極めて小さいとなると、どうやってコストを削っていくかということしかないわけがありますけども、地方公務員の場合は言わば強制的に退職させるということはこれはできないわけであります。整理退職ということがなかなか難しい構造になっておる。しかもただでさえが行政需要が高い中でそのむしろどうやってモチベーションを持って働いていただくかということのほうがはるかに重要だということになっておるわけです。これは給料の面もあれば、その仕事に対する意欲の面、これは車の両輪でありますから。給料の面として今回この手を打ちましたのは、いつまで経っても何歳になっても昇格もできなければ昇給もしないというのが明らかに見えてしまってはこれはやはりモチベーションが上がらない。ですから給料を上げるためにやっているのではなくて、昇格をしていく枠を増やすためにやっているんだというのがきのうもお話しました議論でありまして、ここをしっかりとやっていくんだということです。あともうひとつ大事なのは仕事に対する意欲であります。私よく例えをするんですが、職員というのは例えば車に例えるとすれば優秀な車、高性能な車、難しいところを走るのが得意な車いろいろあります。でもガソリンが入っていないと動かない。そのガソリンに相当するのが仕事の意欲だとこういうふうに考えておりまして、それは自分のやった仕事が認められる、評価される。みんなに「ありがとう」と言ってもらえる。あるいは上司から「いい仕事をやったね」と言ってもらえる。そういうことだというふうに思っていました、そこは非常に私自身は心がけていますし、逆に結果として「ありがとう」と言ってもらえるところからそれをつくり出したいということで、就任の日以来ですね、「ありがとうと言ってもらえる市役所を目指そう」と言っておるのは、そこを目指していくば必ずそういう流れができるてくるし、市役所の中もそうなってくる。そんな思いをしておりますので、そうした全体の中で今回の7級制というのがでてきてている、こういうふう

に御理解いただければと思います。

○3番（澤史朗）

丁寧な御答弁ありがとうございます。スクラップした入園入学祝い金の件は当初になりますけども私の質問によって動いた部分があったかとは思うんですけども、その中で今の話はよく理解させていただいたんですけども、指定管理料の削減などもそのスクラップの部類というか、そちらに入るというふうですけれどもやはり今回の議案にも上程されておりますけれども指定管理の施設のいろいろなところ、あります。その中で、管理料が減らされたところがあります。そういったところは人件費を削ってでも運営をしなければいけないという現状があるかと思います。そういったところ、全体をしっかりと見られて今後またこれも私も引き続き調査をさせていただきたいと思います。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で3番、澤史朗君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。12番、森下真次君。

なお質問中資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔12番 森下真次 登壇〕

○12番（森下真次）

2点について質問させていただきます。

最初に平成30年度予算について質問いたします。健全財政の維持を兼ね備えた平成30年度積極型予算が今議会に提案されています。「挑戦と前進の姿勢」、「現場主義の徹底」、「連携による政策の創出」、「財源確保の徹底」の4点を基本とし、少額でも心のこもった事業を盛り込んだと予算編成方針に示されています。新たにはじまる事業、昨年度までの事業内容を改善した、また拡張、充実した事業、昨年度までの事業を引き続き継続す

る事業などと盛りだくさんの事業が計上されています。予算規模は財政構造の健全化を図りながら、国県の支出金を積極的に活用し、一般会計においては、対前年比3.8パーセント増の178.9億円となっています。市民の声と思いを丁寧に聞き、それを実現するための予算と理解していますが、次の3点について市の考えを伺います。

1点目、財源確保の徹底。平成30年度予算の4点の基本に「財源確保の徹底」とありますがどのような内容なのか伺います。

2点目、国・県支出金の積極的活用。国・県支出金を積極的に活用するとあります。市の持ち出しが少なくなり、その分は他の事業へ回すこともできるなど、市の負担は軽くなり大いに活用を期待しますが、今まで交付されなかった事業が対象となるのか、伺います。また、増額交付されることになった理由はどのように捉えているのか、伺います。

3点目、過疎対策債ソフト事業の活用。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、過疎債のソフト事業への拡充が行われました。今回、これまで活用できていなかった、このソフト分を新たに利用するとありますが、具体的な事業は何なのか、伺います。また、活用できていなかったその理由を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

平成30年度予算につきましてのお尋ねがございました。まず1点目と2点目、1の財源確保の徹底、2の国庫・県支出金の積極的活用、関連がありますので一括してお答え申し上げたいと思います。この補助金や交付金といった財政支援制度というのは本当にさまざまな仕組みがございまして、国県含めて相当メニューがございます。ただ、これは知っているか知っていないかによって大きな活用の差が生まれるというものであろうと思っております。このため、普段からの情報収集を徹底しようと、また、新年度に向けた国や県の予算要求の内容について、できる限り関係機関に自ら足を運んで、情報把握をしようと、いうようなことを呼びかけ、職員に周知徹底を図ってまいりました。また、予算の政策協議の段でも、良い補助金があるのではないか、調べてこいというようなことで、みんなお互いに声をかけ合ってですね、情報収集を徹底してきたところでございます。こうした結果、新たに活用できたものがございまして、具体的に申し上げますと、和光園建設事業にあてる老人福祉施設等整備費補助金、広葉樹資源活用モデル事業にあてる山村活性化支援交付金、市有林整備にあてる森林環境保全直接支援事業補助金、ロケツーリズム推進事業にあてる映像作品制作支援・活用体制強化事業費補助金等、こうしたものがございまして、これらは関係機関への情報収集に基づいて、これまで活用できていなかった補助金を積極的に獲得活用した事例でございます。また、政策提案を行う中で予算を獲得したとこういうものもございまして、この典型例が、古川町中野の空き牛舎を活用して整備する飛騨牛繁殖・研修センターでございます。この企画は、昨年夏前から市の方で企画を

いたしまして、飛騨農林事務所と入念な打ち合わせを繰り返してまいりました。その上で、JA飛騨にもお声掛けし、プランをまとめた上で、県の農林事務所を通じて県庁の農政部に提案をして、農政部から予算要求をしてもらうというかたちをとって、そして最後にJA飛騨の組合長と私が知事に要望するという機会をとって、それで予算を固めていったと、こういうものでございまして、こうした政策提案型の補助金の獲得というのも今回やったわけでございます。本事業に関しましては、県からの補助金は、事業者への直接補助というかたちで行われますので、市の予算に入るというわけではないですけども、施設整備にもし県の補助が入らなければ、市がそれを負担することになったわけでありますから、それを考えますと市の負担を大幅に抑制できた事例ではないかというようなことを考えておりまして、情報収集の徹底だけではなく、こうした政策提案型の予算獲得というものについても各分野で引き続き強化をしていきたいと考えておるところでございます。

それから3点目の過疎対策事業債のソフト事業の活用についてのお尋ねでございます。このソフト枠というのは、平成22年度に新設された制度でございますが、これまで十分な活用が行われておりませんでした。この過疎対策事業債はたいへん有利な起債でありますし、地方交付税の見返りが非常に大きいということで、飛騨市にとってはたいへん貴重な起債であるわけでありますけれども、この活用が十分に行われていなかつたのはなぜかと一言で言いますと使い方が分からなかつたと、こういうことではないかと思っております。

実は私自身も、このソフト枠については十分な認識を持っておりませんでした。昨年、そうした中で過疎地域自立促進協議会という会が岐阜県内でございまして、私も構成市町村の長として、この総会に参加したわけでありますけれども、その際に総務省の過疎対策室長がおいでになっておられました。この過疎対策室長、県の財政課長でおられた門前さんという方なんですが、その室長さんからお話を聞きする機会があつて、あわせてその中で過疎地域自立促進特別措置法、またそれに基づく過疎対策事業の全容をお聞きする機会があつたわけであります。その際に、全国のさまざまな自治体でこのソフト事業が活用されているということを知りまして、早速、帰ってまいりましてから担当に具体的な活用のメニュー、方法、としたものを研究するようにという指示を出したところであります。

それで今回の当初予算においてですが、あてた先は新築住宅・購入支援助成金、ここに3,160万円あてました。それから住宅リフォーム補助金に8,000万円、合計で1億1,160万円、こうゆうことでございます。これらは市民への補助金というかたちで執行する経費でありますし、これが可能なのかどうかということも総務省に問い合わせながら確認をとって、今回予算化したわけでありますけれども、最終的には市民の資産形成につながる、それと合わせて即効性のある乗数効果の高い経済対策にもなるというふうに考えましたものですから、過疎債のソフト事業としては最適ではないかと、このよう

に考えまして、今回予算計上したところでございます。以上です。

[市長 都竹淳也 着席]

○12番（森下真次）

ありがとうございました。補助金の関係のところなんですかけれども、言われたように職員のほうでいろんなところへ出向いたりとか、いろんなことを通じて情報収集のほうはされていると思うんですけれども、新しく補助制度になったものについてはまだ何もこう例えば冊子になっているものとかはないと思うんですけれどもそういう新しいものが出てたときには、文書でくるんでしょうか、それとも例えば会議等があってそういう説明会をやるから来てくださいというようなことがあってその情報を得るのでしょうか。そのあたりはどんな手法をとってみえるのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これはいろんなケースがございまして、こういう制度ができましたのでという通知がくるケースもあります。これは国・県も両方なんですが。くるケースもありますし、まったくこないケースもあります。それで、情報収集というのは結構難しくて、とくに国の交付金とかはですね、募集が開始されてこちらから提案を出すまでに2週間とか、1カ月を切っているというものがかなりあって、じつは結構はやい時期にいろんな知っているところがもう固めてしまっていて、交付金を申請するということがほぼ決まってしまっているというようなケースなんかもございます。そういうものになりますと、国でいくと概算要求のあたり、もう夏あたりから国の方に相談に行って対象の事業にしてもらえるような仕込みといいますか。そうしたことをしてこないとなかなか獲得できないところのものもございますし。それから県の補助金なんかですとメニューとしてはあるんですが、通知がくるのが新年度予算成立後だったりするとですね、市の予算に反映させるのははやくても6月補正になってしまい、事業期間が短くなるというものの中にはございますので、そういうものもできるだけはやく情報収集して、準備に入っていくというようなこともありますて、いろんなケースがあるんですが、その内容、状況にあわせながら情報収集していくことかと思っております。

○12番（森下真次）

わかりました。いろんなケースがあって一概には言い切れないということかと思います。そういうたった国・県の補助をいただけるものが文書できた場合にですけれども、担当のほうにだけ回ったとすると、見落とすということもあるかと思うんですね。これはやっぱりダブルチェックというのでしょうか、一人だけで見るということは避けなければあかんと思うんですけれども、そのあたりは文書が決裁で回るというところで、恐らく防げるんだろうと思うですけれども、そのあたりについてはいかがなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね。担当課が自分のところに関係ないということで回覧だけして終わってしまうようなことがあるのが一番まずいわけでありますので、なるべく財政面に関するもの、補助とかに関するものは財政課・総合政策課に情報共有するということが必要かと思いますし、今後もそこの徹底は図っていきたいと思います。

○12番（森下真次）

飛騨市の財政力指数は平成30年度の予算ベースで33パーセントが財政力指数というふうになっておりました。決して楽なことではありませんので、市長がさっき冒頭で言われましたけれどもこういった国・県の支出金を獲得してくるということは、市にとってまことに大切やと思いますので、この獲得に向けてはまた市長を中心として皆さんで大いにがんばってほしいなということを思います。

3点目に質問をさせていただきました、ソフト事業の活用ということでありますけれども、すこし調べさせていただきました。ソフト事業では地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全・安心して暮らすことのできる地域社会の実現をはかるため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるものというふうに謳ってありました。ソフト事業の例として、医師・看護師の確保のための就学資金貸与事業、医師確保事業。それからコミュニティーバス・デマンドタクシー等の運行。それから集落点検とか集落課題の話し合いの実施、集落支援員の設置や地区担当職員と地域住民との労働と農業の担い手、人づくり対策。地場産品のブランド化や6次産業。その他高齢者、子育て支援というような本当に広いメニュー やなというふうに思っています。いま市内をこうやって眺めてみると、大小はさまざまありますけれども、地域づくりそれからまちづくりがいま盛んに行われているというふうに思っています。またそれぞれの課題克服のためにいろんな事業が展開されていま本当に飛騨市はそういった意味での元気があるなというふうに感じております。この法律なんですかれども、平成24年に改正されまして、平成33年の末日をもって終わるという時限立法であります。過去には何回か、延長、延長というふうになってきましたけれども、現時点では一応平成33年が最後だということになっております。それからたしかに交付税で参入されてくるということで、有利な起債ということはわかっておりますが借金には変わりがないということで、多額なことをすれば当然持ち出しが多くなることもあります。こういった難しい条件の中ではあるんですけども、私はこのソフト事業をうまく活用して飛騨市がいま以上に元気を出してほしいというのは思っているのですけれども、今後このソフト事業のほうに活用する計画といいましょうか、考え方といいましょうか、そのあたりはどのようにお持ちなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いまおっしゃるように平成32年度末までが現在の過疎法のひとつの期限になっています。その意味では、更新ずっときているのですが、今回過疎法の更新の延長といいますか、についてじつはかなり大きな議論になっておりまして、制度が非常に手厚いものですから対象になるところとならないところとあまりにもギャップが出るということで、対象にならない市町村から結構批判がある。という状況で、やや先行きが不透明。これはなくなくことはたぶんないだろうということなんですが、内容がいろいろ見直される可能性が高いとこのようなことでございます。それらソフトウエアそのものは上限が決まっておりまして、今回ほぼ上限いっぱいに使ってはいるので、どんどん使えるということではないということです。そういたしますと、当面平成32年度までを見据えながら取り組みを進めていって、その延長の動向を見ながらまたつきのことを考えていくということになろうかと思うんですが、当面平成32年度までは今回こうした制度としてはじめましたし、市民の皆さんのニーズも非常に高い。また経済的な対策としての乗数効果も高いということなので、当面今回の過疎法の終期まではですね、現在やっておりますような住宅リフォームの補助金等々、こうしたものにあてつつ進めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○12番（森下真次）

はい、わかりました。有効に使っていただくことが一番かなと思いますし、国のほうもそういう意味でこういった制度を設けているのだろうと思いますので、うまく使っていただきたいなというふうに思います。それから飛騨市は先ほどの澤議員の答弁の中に、市長の答弁の中にありましたけれども、地方交付税頼りだということを言われました。その通りやと思います。それでその交付税を溜め込んで基金をたくさん持っているということがあつて平成30年度は減らしましょうというような動きがあつたわけですけれども、飛騨市にとってはそれになりますと本当に自由に使えるお金というのは当然減ります。交付税でくる中に当然返済しなければならないという部分のお金も含まれているわけですから、自由に使えるお金が当然減ってきますので、この飛騨市がそういったふうにならないように、飛騨市ばっかではないですけれどならないようにしっかりと交付税の動向を見ていただいて、財政運営のほうをしっかりと、いまでもやっていますがさらにお願いしたいということで、1つ目の質問は終わらせていただきます。

次に買い物弱者対策について質問をいたします。この質問は、昨年6月にもさせていただきましたが、買い物環境が十分整備されていませんでした。確認の意味も含めまして、質問をさせていただきます。全国的な人口の減少や少子高齢化、過疎債の影響もあり、流通機能や交通網の弱体化とともに買い物環境が悪化し、食料品等の日常の買い物が困難な状況におかれている人々、いわゆる買い物弱者が発生しております。いま買い物弱者と

申しましたが、この定義を明確にしたものはなく、基準がないことから定義によって買い物弱者の推計値に大きな差があります。すこし古い調査結果ですが、農林水産省が平成22年に行った65歳以上の者で、自宅の500メートル圏内に生鮮食料品販売店舗がなく、かつ自動車を保有しないものは382万人程度おり、今後平成37年には598万人まで増加すると推計しています。また経済産業省が平成26年に行った結果では、60歳以上の者で日常の買い物に不便を感じている者は700万人程度いるとのことでした。国は買い物弱者数は今後も増加していくと推計しています。このような背景の中で、市は平成28年7月、「飛騨市買い物弱者対策支援事業補助金交付要綱」を制定し、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた人を主な対象者として、移動販売を行おうする事業者を支援し、補助金を交付することにしました。平成29年度において、各事業者の実績からタイヤの著しい磨耗、燃費の悪さなどが明らかになり、運行経費に対する補助率を3分の1から2分の1に、限度額を40万円から100万円にする改正を行い、この要綱をさらに充実し、事業者が積極的に事業展開できるように制度を改めました。

また、この制度以外にも移動コミュニティーバス等の運行及び買い物弱者対策が主ではありませんけども、ホームヘルパー等を派遣する軽度生活支援事業を行い、いわゆる買い物弱者対策を講じています。

市は、さらに買い物弱者に対する支援を行うため、平成30年度予算において日用生活用品配達事業に対して、500円を補助する事業を計上しています。回数制限はあるものの、購入者は500円で利用できることになります。市の手厚い事業によって、買い物弱者の買い物環境は改善されてきているところですが、ことしの2月末日をもって市内のJAひだ営業所等の統廃合が行われました。このような現実もありますので、次の数点を伺います。

1点目、事業者が展開する移動販売・宅配等の市民への周知は。各事業者がさまざまなサービスを実施されていますが、対象者は十分わかっているのか不安を感じています。それぞれの事業者において対象者に周知されていると思いますが、市としてさまざまなサービスを対象者に確実に知らせる必要はないか、伺います。

2点目、コミュニケーションの必要性。今までJA店舗へ買い物に行くたびに店員の方そして買い物にきた方と会話をする機会がありました。店舗がなくなることによりなります。移動販売車が来たときにはその機会は多少あるかもしれません、大幅に減少します。このことはたいへん大きな問題と考えます。宮川町において、市と生協が振興事務所フロアで行っている複合サロンは、生協の商品を手にいれることができ、さらに会話をすることによる健康の維持増進が図られています。自主的なサロンとするため、ボランティアを募集し、進めてきた結果、6名の方が集まり比較的好調に推移していると聞いています。コミュニケーションの重要性を考えるとき、たいへん望ましい姿です。平成30年度において他町にも拡充する計画がありますが、自主的な運営が望まれます。市は

どのように進めていくのか、お伺いいたします。

3点目、市有施設の活用。2点目の質問の会場について、みんなが集まりやすい場所が公民館などの市有施設であった場合の対応を伺います。社会教育法第23条では、「もっぱら営利を目的とした事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」と規定され、公民館での営利事業を禁止していますが、買い物弱者のための事業を最優先し、施設を活用すべきと考えますが、どのように対応されるのか、伺います。

4点目、店舗の活用支援。店舗が閉店され、シャッターが閉められている風景はまさに寂しく、地域の賑わいにも影響すると考えます。空き店舗を利用し、地域の人が集い賑わいを創出するためにいろいろなことを行うとき、施設の使用料等に対して支援が必要だと思いますが市の考え方を伺います。

5点目、事業継続のために。いま始まったばかりの移動販売車等による買い物弱者対策であり、十分な実績があるわけではなく、不安はあります。どうしても人の少ない地域では、経営として成り立ちにくいと考えざるをえません。考えたくはありませんが今後赤字が続き、どうしても事業継続が困難となり、中止するに至ったときを心配しています。現段階で、こんなことは十分検討されていないのではと思いますが、いろいろなことを想定し、さまざまな問題が出たときにも事業継続ができるよう、早いうちから研究する必要性を感じていますが、このことについての市の考え方を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市民福祉部長　柚原誠　登壇]

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、1点目、2点目、5点目の質問についてお答えいたします。まず1点目の事業者が展開する移動販売・宅配等の市民への周知についてお答えします。移動販売については、事業者が事業を開始するにあたり、自ら計画するエリア内の全世帯をチラシを持って戸別訪問されております。ある事業者は初回に2,000件を回られたと聞いており、これらの取組みにより、運行エリアの地域に周知が図られているものと認識しております。

一方、市では、地域見守り支援員や地域包括支援センターの活動の中で、必要と思われる方には利用を進めており、現在利用されていない方々にも、将来の買い物手段の一つとして考えていただくため、広報ひだ2月号で移動販売事業の特集記事を掲載しました。

また、市内で利用することができる便利な買い物サービスや、外出手段などを分かりやすく紹介する冊子の作成を検討しています。

今年度、宮川町において試行し、来年度以降に他町での実施を検討している地域複合サロンにおいても便利な買物サービス等を紹介するとともに、お試しいただく機会も設けたいと考えております。

次にコミュニケーションの必要性についてお答えします。生活協同組合コープぎふとの連携により、今年度から宮川振興事務所内で試行している地域複合サロン「みーんなよらまいか」は、これまでに3回開催し、11名から18名のご参加がありました。このうち1回はボランティア単独で企画され、すでに自主的な運営に向けての動きも始まっています。

参加者からは「久しぶりに家族以外の方との話ができ楽しかった」、「こういう話せる場が欲しかった」とのお声をいただいています。

平成30年度は、人口規模や買い物事情などの地域事情が比較的宮川町と似ている河合町での地域複合サロンの立ち上げを進め、市内商店の出張販売や健康教室などさまざまな機能を加えていきます。

神岡町については、地域複合サロンの立ち上げに強い関心を持っておられる方がありますので、どういったかたちでの立ち上げが可能か検討し、古川町については、地域見守りネットワーク会議等で宮川町等の先行事例を紹介しながら、取り組めそうな地区を検討していきます。

また、郵便局長さんが地域複合サロンを見学し、協力の意向を示されており、またあるお寺からは、昔は集落の拠点であったお寺を使ってこのような事業ができないのかとの提案もいただきました。

このように、各地で運営の中心となる方々のご協力もいただきながら、実施箇所を拡大していきたいと考えております。

最後に事業継続についてお答えいたします。この移動販売事業は、黒字化が非常に難しい事業といわれており、NHKの全国統計によれば、全国の事業者の4割が赤字経営となっています。本市は広い地域に住居が点在しており、購買人口が少なく、車両の運行経費がかさむため、赤字になることは避けられないと見込まれる一方、飛騨市の買い物環境維持のためには、継続した運営ができるように市が支援することが必要だと考えています。他の自治体でも行っている車両購入費の助成に加え、運行経費部分にも手厚く助成しているところです。

今後も、事業者とコミュニケーションを図り、経営の状況を把握するとともに、利用者となる市民のニーズの変化も踏まえながら、必要な支援を柔軟に検討してまいります。

[市民福祉部長　柚原誠　着席]

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

[総務部長　東佐藤司　登壇]

□総務部長（東佐藤司）

3点目の市有施設の活用についてお答えします。公民館における営利行為禁止の解釈につきましては、平成25年3月の文部科学省生涯学習政策局長通知におきまして「もっぱら営利のみを追及することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって

当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。」とされております。

従いまして、現在、生協や地域ボランティアの皆様方の協力のもと行われている「みんな寄らまいか」のような、福祉施策としての買い物弱者対策に住民の憩いのサロン機能も付加された事業は、まさに地域の実情に応じた公民館活動の一つであり、社会教育法に抵触するものではないと認識しております。

今後、同種の事業を宮川町以外の地域に拡充するにあたっては、近隣民間事業者との競合など配慮すべきこともあるかと思いますが、利用者の利便性を第一とし、公民館に限らず他の市有施設の活用も検討していきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、4点目の店舗の活用支援についてお答えさせていただきます。ご質問をいただきました店舗の活用支援につきましては、市としても非常に大きなテーマであると考えております。

こうした認識に基づき、新年度予算においては昨年度創設した「空き家等賃貸住宅改修事業補助金」を拡充し、新たに空き店舗の改修補助を加えたところです。この補助事業は、市内にある空き店舗の所有者が当該空き店舗を増改築またはリフォームを行い賃貸店舗とした場合、その店舗改修費用の一部を補助するものであり、改修コストが下がることにより、賃借料が安価となることも期待しております。

今後は、この補助金の運用状況を見据えながら、必要に応じ、使用者に対する支援も検討していきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○12番（森下真次）

答弁ありがとうございました。5点目の質問の柚原部長の答弁の中で、移動販売をされる事業者の経営事業の内容を把握していきたいということですが、ぜひこの点についてはやりにくいくことかもしれませんけれども把握していただいて、こんな事態になってしまったということがないように進めていってほしいなというふうに思います。その移動販売といいましょうか、その関係のことなんですけれども、先日の2月9日の中日新聞がありましたけれども、次の内容の記事が掲載されていました。「神岡町で移動販売を行ってみえます、坂本佳祐（さかもと けいすけ）さんと栄養士の中田さんは4月から弁当の宅配サービスを始める」とありました。塩分、栄養バランス、食材などにも配慮し、ひとりひとりの健康状態に合わせた弁当をつくるということです。このことは、販売する中で栄養が偏っているのではとの思いからはじめられるようですが、販売される方が買

われる方の健康まで気遣いをされるということについては、本当に頭が下がる思いです。私は今後買い物環境が整い、買い物ができても年々歳を重ねていくたびにいろんな理由により食事をつくることができないようになる。またつくる気持ちが減退していくというような人が多くないかもしれませんけれども増加するというふうに思っています。そこで弁当になるのかわかりませんけども、食事を届けてほしいという要望がでてくるというふうに考えています。また、先に述べた坂本さんたちのような思いをもつ事業者が現れる可能性も大きいものがあるというふうに思います。このような要望や事業者には市はぜひ支援をしてほしいというふうに思います。そのためには移動販売に対する支援と同様の支援を望んでおります。移動販売事業者の方が行うときはいいと思いますが、新たに給食配送だけやってみようとする事業者がみえたときの支援を想定しております。移動販売に対する支援では飛騨市買い物弱者対策支援事業補助金交付要綱の第3条において補助の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものと規定があります。その中で、第2号に「買物困難地区に週1回以上移動販売を定期的に行うもの。」、3号には「冷蔵設備を有する移動販売用自動車を使用して行うもの。」とあり、この条件に合わない事業者がやろうとしたときの支援をぜひ検討していただきたいというに思いますが考え方をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

飛騨市買い物弱者対策支援事業補助金交付要綱にあります基準につきましては、移動販売というものを想定してつくられた要綱です。生鮮3品といわれます、鮮魚・精肉・青果、肉と魚と野菜くだもの、これらのものを車に積んで販売をされる事業者に対する補助ということです。それで、この営業許可というものが要りまして、移動販売をするには保健所の営業許可が要るようになります。ですので、この冷蔵設備を有する移動販売用の自動車という部分の規定につきましては、県条例で定められている要件というかたちになります。惣菜等を販売する車については、10度以下に保冷する設備を有していなければならないとか手洗い設備がないとだめやとかという規定があるそうです。それを踏まえた要件ということで規定をさせていただいておりますので、弁当の配送のことの支援を考えるようになりますとまた別立てで要綱をつくっていくようなかたちになろうかというふうに思います。たまたま今回坂本さんという神岡の事業者さんが移動販売をされる中で毎回同じ食材といいますか、おかずを買われる方がいらっしゃるということで、すごくその方の食生活に疑問を感じられてもうすこし栄養価の高いものをとっていただくなうことはできないかということで弁当の配送を思いつかれたというふうに伺っております。その事業につきましては、平成30年度の事業で、介護予防啓発お手本配食事業というかたちで栄養に問題のある方を対象に支援をしていくというような事業を介護保険の事業の中で取り組んでいくように考えております。すべての弁当を買われる方が対象

ではなくてしっかりとマネージメントをした中で、経過を見ながら評価をしていく御自分でしっかりととした栄養をとれるような支援を図っていくという流れの中の支援事業ということで位置づけておりますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（森下真次）

いまほど部長から答弁がありましたが介護事業の中でそういったお手本の弁当を配るというものだったと思いますけれども、やられるということではありますがまたそのことが非常によかったです皆さんに口伝えて広がっていくと「おう、そうか。そういう弁当のサービスもあるのか」というふうにやっぱり感じられる方も出てくると思います。これはあくまでも私、想定でしかないんですけどもやっぱりそういったほうにも動いてというふうに思いたいと思います。そういうことによって飛騨市に多くの方が残っていた大いにみんなして元気を出していけるその源になってほしいなということを思っております。そういった事業もまたしっかりと進めていただきたいと思いますし、こういう非常に交通の便の悪い、不便なところではありますが他には負けないいいものがたくさんありますので、この地域をしっかりとまたがんばっていかなんらんと思っております。そういうことでこういう買い物弱者から「こんなところにおれん」というようなことがないようになぜか細かいところも目を配って今後も進めていってほしいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で12番、森下真次君の一般質問を終わります。

次に8番、前川文博君。

なお質問中資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[8番 前川文博 登壇]

○8番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。今回大きい項目で2つ質問させていただきます。

1点目ですが森林の活用についてということでお伺いいたします。広葉樹の活用「姉妹森」ということで新年度予算発表が新聞に大きく取り上げられました。これは、北海道中川町と協定を結ぶことになります。広葉樹の活用が盛んで林業界で有名な中川町との連携は、「広葉樹のまちづくり」を進める飛騨市にとっては一歩も二歩も前進になります。林業関係者の相互交流を行うことによって、森林資源の活用に新しいものが見えてくると予想されます。木工クラフト作家との交流により新商品の開発、さらに首都圏での広葉樹のまちクラフトフェアの開催では、木工製品の販売にも期待ができます。

今年度は、広葉樹資源活用モデル事業や広葉樹資源利用調査検討事業、広葉樹のまちづくりアンケート調査が行われました。その事業の中で先進地視察として北海道中川町で「なかがわの森」もあります。資源活用モデル事業では、広葉樹の伐採から製材、商品開発、製造、販売までを地域内で一貫して行う仕組みづくりとあります。これは「飛騨の森

でクマは踊る」、通称「ヒダクマ」を一つの媒体として考えてのことでしょう。「ヒダクマ」が販売する商品で、猫の遊び場として使われる「キャットツリー」が1台100万円で販売。今年に入って12台注文があったそうです。ツール、椅子ですがこれが1脚10万円と高額な商品ですが、都会ではこういった高額なものでも売れるということで、先般の産業委員会で説明がございました。

それを踏まえまして、2点質問をさせていただきます。1点目は、広葉樹資源活用モデル事業についてです。これは、小径木、直径の細い木を活用していくことがこの事業の目的であります。通常はストーブ用の薪になったり、現地で持ち出すことなく処分されていた木材を「ヒダクマ」では新たな商品を考案して売り出しています。1本100円程度だった木材が加工することによって、例えばスプーンや箸などになると1セットで4,000円くらいで販売しております。広葉樹資源の活用としては期待のもてる事業であります。ただここで一つ気になる点があります。薪として販売した場合、100円にも満たない木材が、この事業を通じて今後どれくらい価値が上がるのでしょうか。飛騨市も現物を出資して市有林を提供しております。この事業の取り組みを通じて中間のマージンばかりでなく、将来的に森林所有者まで還元されることとなっていくのでしょうか。その点についての市の考えはどうなのかお伺いいたします。

2点目です。市有林の整備について伺います。新規予算として「森林経営の視点に基づく健全な市有林整備」があります。これは、古川町畦畠地内の人工林2ヘクタールでスギの89年生の山です。択伐、すなわち間伐ですね。これを行い、木材を販売した利益をさらに次の市有林整備にあてると言あります。また、森林経営計画を策定し国県の補助事業を活用していくこともあります。市有林は5,000ヘクタール以上と膨大な面積があります。どのような計画で森林整備を進めていくのか、お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

それでは、1点目の広葉樹資源活用モデル事業についてお答えいたします。

本事業は、木材の需要を拡大するのみならず、これまで余り価値が無いものとして扱われてきた広葉樹小径木の新たな価値創造にチャレンジする取り組みであり、議員からご紹介をいただきましたように、ヒダクマのデザイン力とネットワークを通じて、新たな付加価値を乗せ、たいへん高い値段で販売ができるようになります。

これに伴って、市内の市有林をはじめ飛騨市内で生産された木材をできる限り高く購入したり、市外から受注した仕事を市内の事業者に発注できるようにすることで、森林所有者や林業・木材産業関係者にも利益が還元される仕組みづくりを目指していることは言うまでもありません。またそれは、広葉樹林の整備を進め、ひいては川上分野において新たな仕事や雇用を生み出すことにつながるものであり、ヒダクマとも同様の問題意識

を共有しているところです。

なお、現在、飛騨市宮川町の市有林から生産された広葉樹小径木を活用したブライダルをテーマとする新しい製品の開発を進めており、今月22日には、FabCafe Hida（ファブカフェ、ヒダ）において、飛騨市産の木にこだわった飛騨市の木工作家が製作した製品の発表会を開催する予定であることを申し添えます。

次に2点目市有林の整備についてお答えいたします。最新の岐阜県森林・林業統計書（平成29年3月刊行）によれば、飛騨市には5,893ヘクタールの市有林があり、これは岐阜県羽島市の総面積にほぼ匹敵する大きさになります。現在、市有林を所管する林業振興課には林務行政を担当する職員が3名おりますが、仮に1人が年間100ヘクタールを現地確認したとしても、おおよそ20年を要することから、限られた職員がこれらのすべてに足を運び、森林の現況をつぶさに確認したうえで施業計画を策定することは残念ながら非現実的であり、現在のところ市有林の全てを整備することは非常に厳しい状況にあるといわざるを得ません。このため、今後の市有林整備に関する基本的な考え方としては、まずは針葉樹人工林について優先的かつ計画的な森林整備を行っていきたいと考えております。また、広葉樹林についてもアクセスするための道がすでに整備されていたり、整備を行う針葉樹林に隣接している林分など、効率的な森林整備が可能な場所については、あわせて積極的に森林管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、計画的に森林整備を行う場所としましては、国県の間伐補助金が活用できる針葉樹人工林で、3齢級（11年生）から12齢級（60年生）の主にスギ、ヒノキ、カラマツのおおむね970ヘクタールを想定しております。また、森林整備の実施に際しては、現地確認等による精査の結果を踏まえて対象地をさらに絞り込み、国県の補助などを活用しつつ、資源の成熟度や地元の要望など、諸条件が整った場所から、優先的に施業計画を策定したうえで、取り組んでまいります。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○8番（前川文博）

今2点御答弁いただきました。そうですね、ヒダクマで今度ブライダルフェアですか、22日があるということをお伺いしておりましたが、これですね、先ほど原木の話をさせてもらったのですが、私の家、薪ストーブですので、ちょうどこれくらいのがあります、これナラの木で、2メートルの木を30センチぐらいに切ったものなんですが。これ、だいたい計算すると、いま1キロぐらいなんですねけれど、濡れていればもうちょっと重たいんで、これ1本がだいたいたぶん30円ぐらいなんですよ。買ったときの値段が。これから例えばスプーンをつくるとなると、こういったスプーンなんですね、いまつくってあるの。これでいくと何本とれるかなと、少なくとも2本はとれると。箸もとっても2セットぐらいはできるとなると、この木、私30円で買ったんですけど、これ最終売価で30円として、この木が今度8,000円の価値のものになるということなんですね。いま

この高い商品にしていこうとこのスプーンとこの箸とこの袋もつくんですけど、そうするとこれが4,000円ぐらいで売れると。8,000円になりますよということになると、この制作費とかデザイン料とか絡んではいくんですけども、やっぱりこれだけもう300倍ですかね、30倍か、ぐらいの値段がアップしていって、当然流通コストもかかり、デザイン料とか加工費がかかっていってもですね、これがいくらやっぱり森林所有者との木の、これが30円が50円になるのか、100円になるのかというところがやっぱり山の所有者、今回ですといま飛騨市は山を提供して400万円ぐらいのたしか現物提供だったと思うんですけども、これが実際にこの事業をやっていったら800万円になるのか1,000万円になるのか、そういうことをやっぱり考えていかなきやいけないと思うんですけども、いま実際に幾らで売れて幾ら儲かるかはたぶんでないと思いますけども、このいま事業を進めていくということで、この先ですね、飛騨市の山も含めて森林所有者はこの事業で山に光が射してきたとこれから期待がもてるということで思っていてよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

ただいまの御質問でございますが、先ほど答弁で申しましたとおり、市内の広葉樹等を循環してそれを加工する人、またはそれを所有する人等で利益が還元できるようななかたちをとらせていただきたい。それによって利益が生まれるように、また議員おっしゃるよう何万円にもなるようななかたちになればいいなと思っている次第でございます。

○8番（前川文博）

そんなようなかんじの答弁ですね。だいたい予想はしておりますけれども。とにかく飛騨市の中でいま生産して全部やろうとしていますので、例えばヒダクマでもほかでもつくったところで売り上げが伸びれば当然法人税としても入ってきますし、やっぱり最終的には山の人が結局こういう高く売れても自分のところにはいってくるのが同じ金額ですよという話では、やっぱりやりがいというか、山の手入れするとかそういったこともできませんので、森林所有者にもしっかりと還元ができるようなことを考えていただきたいと思います。

それからですね、今度市有林の整備のほうなんですけれども先ほど聞いた中で11年から60年までのスギ・ヒノキ・カラマツが970ヘクタールあるという話を伺いました。飛騨市の森林面積は5,800以上あるということで、1名が100ヘクタールずつ回っても20年かかりますよということだったんですけども、今回は一番最初ということで、たぶん2ヘクタールの森林整備を行うんですけれども、この970を単純に2ヘクタールで割ると450年ですか。例えば10ヘクタール毎年やっても97年かかるということになるんですけどもこのへんはどんな感じですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

これも先ほど答弁させていただきましたとおり、要は切りやすいところ、林道がついていたり、森林整備が行いやすいところ、要は採算のとれるようなところから順に手をかけていきたいと思っております。

○8番（前川文博）

道に近いところ、採算のとれそうなところということなんですかとも、それをやるにもやっぱり現地の確認がまずいるのと、いろんなことで現地調査が絶対に必要なんですが、採算がとれそうじやない山、人工林というのをもう手をかけないということなんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

今回の平成30年予算からですが市有林を何とかお金にしていこうというようなかたちで森林整備、私有林整備を行っていくことで予算を計上させていただいております。とりあえず畠畠地内の89年生のスギ・カラマツ等をど出発に手をかけていこうということで今回予算を計上させていただいております。順番に先ほど答弁させていただいたように近いところから順番に採算の合うようなところからお金にしていこうという考え方で現状はあります。それで、議員おっしゃるように遠いところ、採算の合わないところはそのままにしていくのかということでございますが、いろんな国の動向もあると思いますけれど、今後検討していきたいと思いますので、お願いします。

○8番（前川文博）

検討はぜひしていただきたいと思います。そうですね、その中で作業路のあるところというような話も先ほどあったんですけども今回その作業を行う畠畠ですか、こちらのほう、こういう森林計画図ですね、これちょっと皆さんにはないんですけども。山の林班のはいった、山の等高線もはいった図があるんですけど、これには作業路とか林道とかぜんぶ載っているんですね。これを見ますとたしかに作業路がはいっていて行きやすい現場だと思います。でもですね、これよくよく見ますと、途中までは舗装されている道でその先が舗装していないということだったんですが、延長が約300メートルありますし、高低差で150メートルのぼると、約平均20パーセント勾配の道に見えるんです。地元の方も結構急な道だよということで聞いたんですけども、これは道路関係になるので基盤整備部長にお伺いしますが、平均勾配が20パーセント、平均が20パーセントですからたぶんそれ以上のところもあると思うんですが、こういった道というのは車が走るにはどんなかんじでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

作業路等は一般車両が通る道ではないと考えております。それなりにジープとか四輪駆動とかコンパクトで回りやすい車とかそちらのほうの車の対応となると思いますので、20パーセント自体は通れるのだろうと思います。ただし、作業路ですので、今度は伐採する機械とかそういうキャタピラー製のものではいっていかなければいけない道路というふうにも考えられますので、また作業路については個人の所有の道になっておりますので、うちのほうでなかなか把握ができておりませんが、よろしくお願ひいたします。

○8番（前川文博）

林道が基盤のほうですので、勾配としてどういう感覚かなということでちょっとお伺いしたんですけども、この勾配だと普通の車で入っていって運搬するのは難しいということで、キャタピラーのついた作業車で作業をすると。仕事をするならそういうことになるということは聞いております。いまは林業専用道と作業路、むかしは作業路なんですがいまは作業道ということで、林業専用道は未舗装で勾配が9パーセント。昔の作業路ですね、これは14パーセントまで、一部例えば100メートル以内は16パーセントまでオッケーですよというような基準があつてついた道です。いまの作業道というのは18パーセントが最高勾配ということにいまなっているようです。いまの道も長年にわたって整備されていないのと急勾配ということで、ほとんど通れないというふうに聞いております。今回、森林の整備を行うということで、ここもですね、使えないような道ではどうかなと思いますので、作業路もあわせて整備していくのもいいんじゃないかなと。今後の市有林の管理ということも含めて必要だと思います。となりの高山市ではいいま高規格の作業道ですかね、このへんを整備、清見でされまして、これスイス方式とかドイツ方式ということで、三角形屋根型、普通道ですと片勾配で水を流すんですけど屋根型とかまぼこ型みたいな道をつくって水はけをすると、こういった作業路をいまつくっているというのもあります。長期的な管理もしやすいということらしいんですけども、いまこの市有林整備の中にですね、今回の場所が今後の市有林整備のモデルとして活用していくのであればというようなことも予算説明書のほうに書いてありますが、モデル林としていくんであればモデルとなる作業路を併設してここを見本として飛騨市の見やすい山と活用していく山だということをアピールしていく場所にしていくのも一つの手だと思いますけどもこういった作業路をいれていくことは考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

欧洲型の水が溜まらない、すぐ流れるようなまぼこ型の道路でございます。昨年に高山の林研の視察がありまして、そちらのほうでその作業道を拝見したことがございます

が、かなり工法的にも熟年性が必要ということもございまして、飛騨市内ではたぶんできないのではないかとその場所ではお聞きしております。またそれにともなう作業用の機械等も必要になってくるということで、メーター当たりかなり高くなるというような話もお聞きしております。議員おっしゃるそのモデル林というようなこともございますし、ここはかなりの急勾配ということがございます。急勾配でこのかまぼこ型はちょっと難しいということも聞いておりますので、また今後作業道につきましては検討させていただきたいと思います。

○8番（前川文博）

わかりました。そうですね、一ヵ所道はいっているところに作業道の補助金、ほかに出ませんから修繕ということになると思うんですけども、ちょっと勾配ゆるくしてですね、延長を長くしてでも直していただけると、この作業路、峠まで上っていくと裏が古川町高野ですね、旧古川スキー場へとつながっている道なんです。そうするといま千本桜とかも高野でやっていますので、そういった通り抜けができるということで、林道作業路の利用価値も増えていくと思いますので、ぜひそのへん考えていただきたいと思います。

それでは2点目のほうの質問にはいらさせていただきます。まちづくり構想についてということです。飛騨市が合併する直前、平成15年3月に神岡町中央地区まちづくり構想が策定されました。これコピーさせていただいたんですけど、コピーしてこれぐらいの分厚さのもので、このものが策定されております。今後のまちづくりの方向性を明確にしていくために、まちづくり交付金や街並み環境整備事業の採択を目指して、いろいろな立場の方が集まり、それぞれの思いや考えを「夢」として絵に描いて地図をつくり、その実現に向かって進んできております。

資料として出させていただきました。これはちょっとカラーなんんですけども、これA3になっておりますが、たしか横4メートルぐらい、縦2メートルぐらいの長い紙だったと思うんですけども、もうちょっと長かったかな。そういう紙で私も夜な夜な行って書いた記憶が出てまいりまして、こういったのをもとにまちづくり構想のほうが進んでまいりました。その当時ですね、神岡町では21世紀になる前でしたので、21世紀セミナーということで、10年間にわたり実施されました。これは神岡町のまちづくりについて考えるセミナーで、若い世代が主となりまして、先進地の視察を行いました。後半の5年間はセミナーⅡということで、主に公共交通、駐車場の問題や資源リサイクル、ごみ問題などの調査を行いました。現地で学んだことをそれぞれが地域の未来の姿、夢と考えたものをまとめたものがこの構想になります。この中の構想のスケジュールとして、第1期～第3期まで段階的に「まちづくりのシナリオ」というものが設定されております。第1期には、まちづくり戦略検討委員会の継続。これまであったものを継続していくと、これは第3期までずっと継続していくよというものです。まちづくりへの参加の仕組みづくり、仕掛けづくり、そしておおむね5年以内に整備が必要な事業の推進。これはまちづくり交付金、街並み環境整備事業のことです。それから現在着手中の事業の推進とあ

ります。第2期では、おおむね5年以降に整備していく事業の推進。それをしてことによって神岡スタイルが確立すると。それを踏まえて第3期では、長期的に実施していく事業の推進、第1期、第2期で行った事業を継続し持続的に発展するまちづくりを進める。これにより神岡スタイルが定着し、さらに神岡スタイルが進化するということが書いてあります。ここで「神岡スタイル」ということがでてくるんですけども、これはですね、暮らしを楽しむ。人をもてなす、これは観光客が増えるという意味です。起業と定住が増えると書いてあります。この本の中にはですね、高原川、水屋、町屋、土蔵などまちの資源を有効に活用し、神岡まるごとミュージアム「出会いと発見が生まれる新しい神岡の創造」これをテーマとして、歩いて楽しいまちづくり、いつも新鮮な出会いと発見が生まれるまちづくり、子どもから高齢者まですべての人が住んで良かったと感じるまちづくりの3本柱を掲げています。まちづくり構想の中で実行中、実施済みのものも多くあります。がおろの道整備、これは一部区間で神岡大橋駅から奥飛騨温泉口駅まで。街中の水屋整備が一部で終わっております。かん坂の整備ですね。山田川河畔の階段整備、これは階段をつけて川床を行ったりしておりました。神岡鉄道、トロッコをつくって、それに乗ってミニ旅行ということがあったんですが、これは、神岡鉄道が廃線になったということでいまはレールマウンテンバイクとして活用されています。写真コンテストは地元の商店会で実施。ポケットパーク整備、江馬館歴史公園整備、鉱山の道具やトロッコの車輪等を活用したモニュメント設置、コミュニティーセンターはいま船津座として整備されております。菜園付き住宅の整備とかがありました。コミュニティー道路の整備としてですね、これ大津通、これあえて神岡町につくってありましたので、町道大津花園線の一部ですね、それから町道仲町大門線ではカラー舗装を行ったと。コミュニティーセンター、船津座へのアクセス道路として、町道大門花園線、町道仲町大門線、それから都市計画道路の船津富山線の拡幅や歩道の段差解消工事などが行われました。ことしは飛騨市が合併して15年目の年となります。このまちづくり構想もこの3月で15年となりました。単純に考えますと3期目が終わったかなというときになります。合併以前に作成された構想なので神岡町のことだけ書いてありますが、合併以降もこの構想がもととなり、神岡のまちづくりは進んできております。

そこで4点、お伺いいたします。

神岡中央地区まちづくり構想についての現状はということで、15年経過したこのまちづくり構想、これにつきましてどのような感想、評価をされているのか、お伺いしたいと思います。

2点目です。観光協会、NPO、まち歩きガイドなど、各種団体との連携についてということですが、これは4月にはレールマウンテンバイクの渓谷コースのオープン、平成31年4月には道の駅宙ドーム神岡の「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」のオープン、それから昨年史跡・名勝指定を受けた江馬館、花街としての建物・深山邸の活用などいま動きがまた出てきております。今後を期待していくものが多くございます。これらを活用して人

を呼び込むには、いまバラバラで動いておりますが、連携をしていく、協力をしていくということが重要だと思います。連携についてどのように考えているのかお答えください。

3点目、観光協会神岡支部の常設についてです。現在、観光協会の神岡支部は、振興事務所の一角に席がありますが、職員は常駐しておりません。今後の展開を考えていきますと神岡支部にも観光協会として常勤ですね、兼務じゃなくて常勤に近いかたちで職員を配置していくことも必要と考えます。市としてはどのように考えているのかお答えください。

4点目です。飛騨市まちづくり構想はということでお伺いいたします。今回、15年前につくられた神岡町のまちづくり構想を取り上げました。飛騨市も今後に向けてこのような構想が必要だと考えております。まちづくり交付金や街なみ環境整備事業など5年単位の補助メニューも多く、その都度再申請をすることになりますが、基本となるまちづくり構想がないように感じます。これから飛騨市の方向性を明確にしていくためにもこうしたまちづくり構想が必要と考えますがどうでしょうか。また、ほかの3町においても類似の構想、計画ですね、こういったものがあったのではないかと思いますが、あったのであればそれらを再点検して見直すことも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。最近ですね、国交省のほうがミズベリングということで、事業化をしたいということの話があったということも聞きました。ミズベリング、これはかつての賑わいがあった日本の水辺で新しい活用、可能性を創造していくプロジェクトということで、これは造語なんですが「水辺+R I N G（輪）」、「水辺+R（リノベーション）」、「水辺+I N G（進行形）」の造語でミズベリングということになっております。水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が一体となって行うものです。これ、関東地方整備局の資料なんですが、これ富士川水系の取り組みというのがありますが、この中には世界で美しくなったというところには大阪の道頓堀の川ですね。中のほう見ていきますと賑わいのある水辺ということで岐阜県の大垣市もこの中に取り上げられております。こういったことも今後ですね、事業としてやっていきたいなということで事業化に向けていくということになればやっぱりこういったまちづくり構想みたいなものが必要だと思います。こういったことはいかがか、お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

□市長（都竹淳也）

まちづくり構想についてのお尋ねでございます。私からは1点目と4点目の点につきまして御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の神岡中央地区まちづくり構想の現状をどう評価するかということです。今ほど御紹介がありましたけども、この構想は旧神岡町におきまして、人口減少や高齢化等による地域活力が低下する町の再生を目指して、中心市街地の求心力

を向上させると、あわせて町全体の活性化を図るという目的で策定されたということでございます。座長が東京大学の西村幸夫先生、学識経験者や自治会、各種団体等、それから行政、計41名で会議を設置して、半年間の議論を経て平成15年3月にまとめられたとこういうことでございます。事務局は神岡町の総合政策課が務めまして、建設系のコンサルによってまとめられたとこういうことでございます。

このうち、策定後5年間で事業化できるものは、まちづくり総合支援事業、これは今の都市再生整備事業でございますが、による事業計画に盛り込むものとされておりまして、これはハード整備事業の補助を獲得するための計画だったのではないかと、そういう側面もあったのではないかというふうに見ておりましたが、中をよく見てみると、やはりその旨が事実、明記されております。

この構想により実施した事業が具体的に何があったかと言いますと、まちづくり総合支援事業では、船津座建設のほか市道改良3路線、道路美装化10路線などございます。まちづくり交付金事業では、神岡ふれあいセンターの建設、神岡中学校一部建て替え、東町コミュニティーセンター改修のほか市道新設・改良3路線、消雪設備整備7路線などです。それからそのほかに、都市再生整備計画事業、街並み環境整備事業によって水屋の整備や船津防災公園などの公園整備、道路美装化や街路灯等の修景整備、観光案内標識の整備といったことが行われておりますし、おおむね必要なハードはおおむね実施されてきているのではないかというふうに評価しております。

また、先ほど議員からソフト事業の話がございましたが、この構想にそったかどうかということは検証できませんけども、結果としてある程度この実施されてきているのではないかかなというふうに捉えております。

それで4点目なんですが、飛騨市のまちづくり構想がいるのではないかと、こういう話でございますが、現在とこの15年前、大きな違いがございまして、まちづくりの担い手となる人たちが高齢化し、減少しているという決定的な差がございます。

そして、市の財政面から考えても、15年前は、合併直前でありますし、これから百数十億円という巨額の合併特例債がある。それで町をつくっていこうというまさしくそういった財源もありましたし、ある程度人も担い手となる人がいたという状況にあったわけですが、今そうしたまとまった財源はないということですし、また担い手となる人たちも高齢化し、また減少しておるということでございます。

さらに、国においても大きな方針転換がございまして、集約型のコンパクトなまちづくりの転換ということを必須という流れになっておりまして、この当時のように事業ありきで計画を立てても国の承認が得られなくなっているというのが今の状況でございます。もちろん、先ほどの森下議員のお話もありましたが、いろんな有利な補助事業等の獲得のために計画、構想が必要であれば、これはもう当然策定をし、準備をするわけでありますけども、まちづくりということを純粋にそれを目的に、まちづくりを称して、開発主義的な事業計画を取りまとめるという時代は終わったというふうに私は考えておりま

す。

むしろ大事なことは、こうした状況の中でも「町をこうしていきたい」、「町を変えたい」、あるいは「こんなことをやりたい」という人たちを意欲ある人たちを掘り起こして、育てて、それらの方々が望む取り組みをきめ細かに支援していくことではないかというふうに私は考えておりまして、まちづくりの担い手を育成するためにひだプラすのような活動を進めたり、小さなまちづくり応援事業のような実施をしておりますのは、まさしくそうした考え方に基づくものでございます。

実際に、今、神岡町において、達磨を使ったまちづくりをしようというような動きもございますし、レールマウンテンバイクの延伸、そういったことも市民の中から生まれた事業であるというように考えておりまして、私としては、こうした個々のまちづくりの動きを丁寧にきめ細かに支援をしながら、それらが大きく動いて一つのプロジェクトとなって、支援策を計画としてまとめた方がいいという段階に至りましたら、これは構想としてしっかりとまとめていきたい。こういう考え方であります。その際には当然ハード整備も含めて、検討していくということになろうかと思います。

参考までに、ミズベリングのお話がございましたので申し上げておきますと、この趣旨については、先ほど議員からご紹介があったとおりですが、県から積極的に取り組んで行きたいという話を私お聞きをいたしまして、相談を受けたものですから市から各方面にあたらせていただきました。そうしましたところ神岡地区で興味があるというお声をお聞きしました。そこで、1月に県、市、民間団体の関係者で勉強会を開催したというところでございまして、いまいくつかの地点で、高原川周辺のまちづくりを進めていったらどうかと議論が始まっておるというふうに承知をいたしております。

こうした取り組みの中で民間の新たな力が生まれてくるということを私は期待をしておりますし、こうした中で、市としても大いに支援、応援をしていきたいと考えておるところでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

[商工観光部長 泉原利匡 登壇]

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、2点目の観光協会、NPO、まち歩きガイドなど各種団体との連携についてお答えさせていただきます。

神岡地区には全国的にも注目されるコンテンツが順次整備され、これまで以上に全国から多くの観光客を呼び込めるだけの魅力が備わってきていると考えております。

他方で観光客のニーズは多様化しており、とくに年齢や性別、国籍によっても旅に求めるものが違うことから、すべての資源を単純につなぎ合わせるだけでよいというものでもないと考えております。

現在こういった多様な資源をいかにつなぎあわせて効果的に観光客に提供していくか

に取り組んでいるのが飛騨市観光協会であり、まさに今そのように活動されているところでありますので、まずは観光協会にさらなる主体的な役割を期待しているところです。

続きまして3点目の観光協会神岡支部の常設についてお答えします。先ごろ、観光協会神岡支部の活動拠点を神岡公民館の旧喫茶店跡地に常設の活動拠点を設けたいという意向が神岡振興事務所に伝えられたところであり、市としては前向きに対応していきたいと考えております。

なお、観光協会は市の人件費支援を受け、今年度からスタッフが増員されたことにより支部担当制が導入されております。これを通じて、地域の自主事業が発展していくよう、きめ細かい対応を行う努力が始まっているところで、人員を常駐させるかどうかについては、まずは観光協会の内部で検討していただきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○8番（前川文博）

いま御答弁いただきました。まずですね、観光協会系の話からさせていただきたいと思います。いまのその連携ですね、いまのレールマウンテンなり、宙ドームなり、江馬館、深山邸ということでつないでいく中で、神岡のまち歩きガイドとかいろんなところでそれぞれの団体で動いているんですけどもそれを観光協会が主体なってもらっていてもらうのがいいんじゃないかという話であります。そこでいま観光協会のほうにも神岡町公民館のむかしの喫茶店のあとに入りたいという意向があって、市でもそれはいいですよと前向きな方向でいるということなんですけどもやっぱりそのぜんぶをまとめてやつていこうというときにその神岡支部のその事務所にやっぱりスタッフが毎日いるのがベストなのか、半日がいいのか、1日おきなのかがいいのかはわかりませんけれども、やっぱり市としても観光協会を強化していく。これは人件費の補助もして、人員も増やしたということですので、観光協会の判断にはなるかもしないんですけども、補助をしていれば市として神岡にも1人はやっぱおったほうがいいのではないかとかそのへんはどんなような考えですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

これからいろいろ神岡の事業が多くなってくるというようなこともございますので、そのへんは協会とも話をしているところですけれども、いま現在は常設するほどではないというようなこともお聞きしております、今後につきましては協会とも相談しながらということになりますが協会の判断に任せたいというふうに思っているところでございます。

○8番（前川文博）

いまの段階では神岡にはまだそこまでの事業はないというようなたぶん判断なんだと思いますが、どこまで増えたら置いてくれるのかなというのも私はちょっとわかりませ

んので、またそのへんは調べてというか検討した結果をですね、またどこかで報告していただくなり、教えていただければありがたいかなと。例えば何かこういう事業が増えれば人を置くくらいのレベルですとかまだまだあと2つ、3つないとかという話なのか、そのへんはちょっと知りたいなと思います。

それから先ほどの1点目のほうですね、市長の答弁にありましたが神岡町のまちづくり構想の検証という話の評価の話ではハード事業がだいたい済んできたと、ソフト事業もこれの中はある程度進んできているというような話でだいたいいいのかなと、いまの状況ではと思います。そのあとにいま今度飛騨市の構想のほうについては、時代も変わつてきているし、いまの段階ではつくる予定はない。でも新たな支援していくような何かがでてくれれば、そのときにはつくりましょうといういま流れだったということで聞いております。今その答弁の中で立ち達磨の話もありました。立ち達磨もですね、この15年、16年前のときにここに先ほどの図の中にありますて、これを何とか活用したいねという思いもあって。やっぱり細かいところでいくと何かやろうとしたときには、この15年前のいまのまちづくり構想の中にあるものをやっぱりやりたいというのが根底にはあると思うんですよ。例えばですね、いまも事業化されている神岡小学校へ行く道路ですね、これもこのまちづくり構想の中にあって、これは釜崎から小学校の上を通って梨ヶ根まで抜ける道。これはまちの中を迂回するというような道で計画があったんですが、これはいま神岡小学校までの道ですね。ということで変わってきていると。でもこうやってあがつていたもの、こうしたいねという夢なりがいま実現されてきているということです。

昨日徳島議員の質問で、歩道の段差の問題。東町のほうで段差の問題。縁石というものも何とかならないかという話があったんですけどもこれは先ほど言った堀川とか西里ではこういう構想があってそれに向かってやっぱり進んできたというのも実際事実だと思うんです。あともう1個、神岡鉄道の活用で。これですね、市役所の書類じゃないですよ。この構想をつくるときに関わった人の16年前の書類です。これだけのファイルのものがあって、これ見ておりますとこの中に神岡鉄道のトロッコ、鉱山の硫酸タンクですね、あの黒い硫酸を運ぶ、ガソリンとかを運ぶ黒い丸いタンクですね、貨車の。あれに穴を開けて窓をつくって中にお客さんを乗せて走ろうということで、この当時の運輸省まで申請しているというような書類まで中に入っているんです。こういったことでやっぱりこうしたいというやっぱり夢をのっけて地図をつくってこうやってむかってきたということですし。先ほどもミズベリング、市長からもありましたけれどもミズベリングに関わったことも例えば高原川の河川敷を使った整備で花畠テラスの設置とか野外ステージですね、いまのミズベリングは河川敷を活用して簡易なものつくってそこで飲食をしたりとか音楽やったりとかそういったこともあるんですけどもそういったことをやるとやっぱり一致していく部分が多いんです。やっぱりこの構想があつて15年経ったけどまだこれをもとに進んでいるなというのはやっぱり感じますし、いま市長は昨日の答弁の中でも例えば一般質問とか、地域からの要望というものは短冊化して管理しています

よという話でした。その管理がしてあれば、たぶんこれと同じような感じで要望がありました。これはどんだけ進んだかなという進捗管理がされていて、進んでいくので、市長は、まちづくり構想はいまつくる必要はないと言われたんですが、僕はそれが地域の要望、夢がきたものがそういう管理をされていくものだと思っています。そうですので、これはもう再質問はいたしませんが、ぜひですね、こういう夢あるものをひとつひとつ拾っていたい、やっぱり15年前から続いてきているもので、まだ完成していないでまだやりたいものもあるんですよね。中にはつり橋を架けたいというのも高原川にあって。一時だめだけどいまならできるんじゃないかという方向もあるということもでてきているみたいなので、やっぱり時代が変わってきたと。むかしさだめだったけれど、いまできるものもあるというのも中にあります。逆に。そういったことをやっぱりまた民間のほうからまちづくりやりたいなという人からたぶんまた提案があると思いますが、そのときはぜひ市でも全面的に前向きに協力していただきて、この飛騨市のまちづくりということで取り組んでいただければと思います。以上で質問を終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、前川文博君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時40分といたします。

（ 休憩 午後2時32分 再開 午後2時40分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き9番、中嶋国則君。

なお質問中説明資料の使用願がでておりますので、これを許可いたします。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、大きく2点について質問させていただきます。11名の議員の最後を務めさせていただきます。最後にしては傍聴席にも大勢みえますので、張り切って質問をしたいと思います。昨日質問された議員と私の質問が似ているところがあります。観光振興についてですが、それにつきましては答弁のほうはできるだけ丁寧にや

さしくお願ひをしたいと思います。

それでは、1点目は農業振興について、2点目は観光振興について伺います。まず始めに農地利用集積最適化事業の圃場整備について伺います。平成30年度において新規事業として古川町是重地区の圃場整備にかかる調査設計費として700万円が予算計上されています。

この是重地区的対象地域面積は、約15ヘクタールです。さて、飛騨市には、1,430ヘクタールの農地があります。戦後、多くの地域は圃場整備事業によって区画が整理され営農しやすくなりました。

近年は農業従事者の高齢化や後継者不足、5アール未満の小区画農地が多く専業農家への集積が進まないなどの理由から将来的に農地を維持していくことがたいへん難しいとのお考えの方が増えています。

専業農家の方々にお話を伺いますと、条件の悪い田んぼを預かって米をつくっているが、持ち主に返す予定だとそんな話がございます。このままでは耕作放棄地につながるのではとそんな恐れがありますが市としてどのように対処されますか。

また、古川盆地の上気多地区から袈裟丸地区までの圃場は面積が5アール程度の小区画がほとんどであり、これまでにも再整備が必要だとそんな声が寄せられております。将来にわたって持続可能な営農形態の構築に取り組むために圃場整備が必要不可欠ですが市のお考えを伺います。

2点目、そば・大豆栽培支援について質問します。そば・大豆栽培支援に対する市単独の奨励金は、年間約1,000万円が平成28年度、平成29年度の2年間収入減少緩和対策事業として実施されましたが、平成30年度からは廃止になります。

新規事業として地元産高品質堆肥地域内循環事業として200万円、予算計上されていますが、このままでは、栽培農家が減少し、そば祭りが開催が危ぶまれる事態が起きるのではと心配されます。市の見解を伺います。

3点目、外国人労働者の雇用支援について質問します。飛騨市は、人口減少先進地であり、農業や製造業の人手不足につながっています。人口減少により、空き家が増加していますが、これを外国人労働者の宿舎として農家に斡旋するなどの支援ができないか伺います。外国人技能実習制度は、JAひだが窓口となり、飛騨管内では平成29年度において、13戸の専業農家が利用されています。3年間の期限付きで年間を通して雇用されており、条件として研修生の宿泊を確保する必要があり、農家の方は、自ら家を改造するなどの方法で研修生を確保されています。飛騨市内の専業農家のお話では、12カ月の雇用

条件を4月～11月までの8カ月に条件を緩和できないか。

また3年間の雇用期間につきましては、5年間に法律改正が昨年されたようですが、農家にとってはこの5年間延長というのは、ハードルが厳しい条件があるようです。トマト・ホウレンソウ栽培農家にとり、人手不足解消の手段は、外国人雇用にあると言われる方もあります。JAと連携して、通年雇用から8カ月への条件緩和を国に働きかけるべきと考えますが、市の見解を伺います。

4点目、飛騨市産米のブランド化について質問します。「第20回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」が本年の11月26日～27日に高山市で開催されます。飛騨の気候・風土が美味しい米の生産に適している条件の中で、飛騨の米を日本一にすることは実現可能だと思います。市長は、常々市の経済活性化は、観光誘致や農業・製造業の外貨獲得にあるとおっしゃいます。飛騨産米をブランド化し、飛騨市経済の活性化を図るためにどのような施策を構築するのか伺います。

5点目、農林部にエキスパートの職員を配置すべきではないかと考えます。国や県の農業施策が目まぐるしく変わり、県・国から新規の事業が示される場合など経験豊かな職員のエキスパートが、農林部の中に必要ではないかとの声が農家から聞こえています。農家の方のお話では、飛騨市の場合、農政に慣れた3年程度で職員が異動してしまう。残念である、そんな声があります。高山市の場合は、農政経験の長い職員が何人か配置されています。その職員が人事異動により他の部署に異動してもベテランの職員は、2～3年後には、また農政部に復帰して活躍されています。

「国、県、関係機関との政策情報の入手、新規の補助事業には、経験がものを言う。事業の理解が素早く、すぐさま農政に迅速に反映される。まさに適材適所の活躍が期待できる。」それが農家からの要望でもあります。農家への営農支援は、指導性を兼ね備えた専門性が必要であると考えますが市の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

それでは、農業振興につきまして私からは3点、3番目、4番目、5番目をお答え申し上げたいと思います。まず3点目の外国人労働者の雇用支援の件でございます。

この農業分野の外国人就労、平成12年から受け入れ農家組織の「JAひだ外国人研修生受け入れ協議会」が受け入れを行っておりまして、飛騨市では、古川町数河の「飛騨六郎兵衛商事」、現在は8名、これまでの総計で39名、技能実習生を受け入れておられます。

私も昨年見に行ってまいりまして、たまたままた、ここのベトナムの方と食事の場所で一緒に過ごす機会がございました。そうした中で、たいへんこれは農業生産の現場で、ときにパート従業員が不足する中で、外国人雇用というのは重要ではないか、必要ではないかということを痛感したところでございます。そこで昨年度、ホウレンソウ部会を中心に外国人雇用の希望や普及策について聞き取りを行いました。しかし、現場の声は意外に希望するところが少なくて、賃金や住居、実習生同士のトラブルなどへの不安ということもございまして、外国人雇用を積極的に試みたいという方はおられなかったというのが去年の実情であります。

唯一、先ほど申し上げました外国人実習生の雇用に積極的な法人である「飛騨六郎兵衛商事」さんに現場の要望をお聞きいたしますと、国に対しては実習生受け入れ枠を現在の年3名から4名～5名に規制緩和してほしいというお話を伺っておりますし、市に対しては、今年度補正予算で追加いたしました日本語学習と飛騨の生活文化教室開催事業、これを継続してほしいというご希望をお持ちでございます。

また、空き家を社宅利用するというお話でございますが、これにつきましては平成30年度の新年度予算で、補助制度を提案させていただいておりまして、これは当然農業分野にも活用していただけるというものであるわけでございます。

さらに、受け入れ農家からは、外国人技能実習生の受け入れは、1年を通じた技能実習が要件となっている。しかし飛騨においては、ホウレンソウの栽培は冬はできないということで、これが外国人雇用の障壁なんだと、そういうお声もあるわけでございます。

そこで私自身岐阜県の海津市の松永市長にこの件をお話をいたしまして、例えば飛騨市の実習生を、冬の期間、海津ですと農業が可能なもんですから、海津で受け入れていただくようなことができないものだろうかというようなことをお話をいたしまして、職員を海津市へ派遣をいたしまして可能性を探ってまいりました。しかし、非常に大きな問題としてありましたのが法律の制度でございまして、複数の農家との兼務が認められない、この問題がありました。しかも、海津市はパート通年雇用が進んでおりまして冬の仕事ができますので、通年雇用が進んでおるので冬だけ雇用することは難しいこういうご意見でございました。

したがって、この案はうまく成就しなかったということでございます。そうしますと、議員からお話がありましたように、国において条件緩和をしていただくということが非常に重要になってくるわけでありますけども、この外国人技能実習生の制度というのは、極めて柔軟性が乏しくて、なかなか国がそれを認めてくれないという大きな難題がございます。しかしすでに、JAひだでは県に対し、技能実習生の実習を1年から8カ月間に条件緩和をするのを県から国に働きかけてくれという要望されておるようでございますし、市においても、JAひだ、県と協議して、どうやって国に提言、要望していくのがいいのか、その辺りを検討していきたいと考えておるところでございます。

4点目の飛騨市産米のブランド化につきまして御答弁を申し上げたいと思います。こ

れもお触れになりましたが、昨年11月山形県の真室川町で第19回の米・食味分析鑑定コンクールが行われまして、今度11月に高山で行われるわけでございますが、昨年11月のコンクールでは、全国から寄せられた約5,500件の中から最終選考に残った43点、しかもこのうちに飛騨地域から10品が選ばれたというたいへんな快挙を成し遂げたわけでございます。そのうち、飛騨市産米は最も権威のある国際総合部門で金賞を1件、特別優秀賞3件、その他の栽培別部門で2件の受賞ということで、たいへん輝かしい成績を収めたわけでございます。また、飛騨産コシヒカリですが日本穀物検定協会による米の食味ランキングで4年連続の特Aを取得。さらにこのうえでことしコンクールが高山で開催されるということが決定しているということで、飛騨市のみならず飛騨地域全体で、この「飛騨産米」の関心が高まりつつあるという状況でございます。

私としてはこれは絶好の機会であるというふうに捉えておりまして、まずは飛騨市、高山市、下呂市、白川村を含む飛騨地域全体で飛騨産コシヒカリの知名度向上に向けた取り組みを行う。そして飛騨地域全体の機運の高まりを図るというようなことが重要であると思っておりまして、三市一村の首長が集まる機会にもこうした話を繰り返しておるところでございます。もちろんそれと平行して、飛騨市が独自に、飛騨市産米のブランディング強化に向けた取り組みを進めるということが必要だということは言うまでもないことでございます。

このため平成30年度におきまして、これも予算の中で提案をさせていただいておりますけれども、市内小中学校の児童・生徒を対象に、飛騨市産米の美味しさを伝え、地域の誇りづくりにつなげる「ふるさと学校給食」、これを拡大をいたしたいと思っておりまし、楽天株式会社と連携をいたしまして、楽天の社員食堂、これ1日6,000食出ます。ここで1週間限定で飛騨市産米を提供する「飛騨市産米WEEK」を実施する計画といたしております、楽天社員にモニタリングを行っていただくとともに、情報発信をしてもらおうというような事業を計画いたしております。

加えてネット販売、首都圏のレストランでのイベント等も進めていきたいと考えております、こうした取り組みを通じる中で、飛騨市産米のブランディングを図っていきたいと考えておるところでございます。

それから5点目でございます。農林部にエキスパートの職員を置いたらどうかというこういう話でございます。経験の長い職員を配置するというのは、行政運営において効果的であるということは重々承知をいたしておりますし、このことはとくに産業に直接結びついたセクション、農業もそうですし、福祉、商工等の分野もそうでございますが、こうした分野でとくに要望が強いのは、実際事実でございます。私としても、こうしたセクションにはできるだけ経験豊富な職員を配置したいというふうに考えておりますが、人事異動の判断にはさまざまな要素がございまして、結果としてはそうならないということとも多々あるわけでございます。人事を行っておりますと、いろんな判断要素があります。例えば、職員の昇任・昇格、1つ上のポストについてあげる、つけようというふうに

した場合に、そのポストは限られておりますから、空いたところに配置をしていく。あるいはそこをさらに動かすというようなことがあります。それから、それぞれの分野の仕事との相性がございます。人と接するところが良いのか、あるいは、その何かを追求していくところが良いのか、そうしたことでもございます。それから職場の人間関係がございます。それから産休、育休、病気等、あるいは家庭の事情といった個人個人の要素もございますし、若い職員はさまざまな分野を経験させて、どういうところがこの職員にとって適正があるのかを見ていかないといけない、そうしたことでもございます。さらに大きなプロジェクトがありますと、そこに能力ある職員を配置して、進めるというようなこともあります。これを飛騨市の限られた職員の中で動かしているというのが人事政策であるわけであります。そういたしますと、先ほど申し上げたようなエキスパートの職員を長く配置していきたいという気持ちは持っていても、結果としてそうならないということが多々起こるわけでございます。したがって、その結果の見方というのはさまざまな捉え方がありましょうし、例えば農家の皆さんから見て、またその捉え方もいろいろあろうかと思いますけども、人事はこうした要素を総合的に判断して、最善を尽くした結果として行っておりますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思っているところでございます。

[市長 都竹淳也 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

[農林部長 柏木雅行 登壇]

□農林部長（柏木雅行）

それでは1点目の農地利用集積最適化事業についてお答えいたします。古川町上気多地区から袈裟丸地区一帯に広がる約350ヘクタールの農地は、昭和27年から37年にかけて圃場整備が行われて以降、半世紀以上が経過しております。当時は自給的農家が大半を占め、区画規模も5アールで十分な時代でしたが、農業者の減少や後継者不足が深刻化している現在においては、5アール未満の小区画農地を地域の担い手に集積することは、担い手の負担ばかりが増し、かえって作業の非効率化を招いているのが現状でございます。

このため、新たな圃場整備は喫緊の課題として考えており、平成28年度に水稻細目書に掲載されている全農地17,000筆を対象に行った耕作意向調査の結果から、とくに遊休農地化が進むと予想される古川町上気多地区から袈裟丸地区を重点地区としているところです。

現在、圃場整備を視野に入れた新たな営農環境の構築に向けた座談会を、農業委員及び農地利用最適化推進委員と共同で順次実施しており、合意形成が整った地域から計画策定に入りたいと考えております。

なお、古川町是重地区につきましては、平成27年度から地域の合意形成に向けて着手

しており、本年5月に組織が発足する見込みで、合併以降初となる圃場整備事業化への第一歩を踏み出せる段階まで至っております。

次に2点目のそば・大豆栽培支援について申し上げます。

そば・大豆のいわゆる土地利用型作物への支援策については、かつて各農家が協力し合う相互の精神のもと、米の面積配分に大きく貢献してきた「飛騨市とも補償制度」がありました。この制度については、政府の方針転換により、米の生産数量目標を平成30年度から廃止し、40年以上にわたり続けられてきた米の生産調整に対する国の関与を取りやめ、市場原理に基づく需給バランスの調整に委ねることとされたことを踏まえ、平成27年度末をもって廃止となったところです。

その際、市の諮問を受けた飛騨市農業支援協議会の答申を受け、制度廃止による急激な収入減少に対する弾力的な調整を行うため、平成28年度・平成29年度の2年間を時限措置として「飛騨市収入減少緩和対策事業」を実施した経緯があります。

こうした経緯から、むやみに制度の延長を行うことは適当ではないと考えておりますし、国の政策を見ましても、所得補償の側面を持つ交付金制度が恒久措置として講じられたことはありません。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足により離農者が増加傾向にある昨今の状況を踏まえますと、継続的な農地維持を視野に入れた発展的な農業の実現に向けての施策が必要となります。

そこで、平成30年度予算において、そば・大豆の収量増加を目的とした新たな施策として、市内で生産される高品質な堆肥を施肥することで地力増進を図る地元産高品質堆肥地域内循環推進事業の新設を提案させていただいているところであります。排水機能が不十分な圃場の改善に要する費用の一部補助なども行うことにより、所得補償に頼らない力強い農業を実現してまいりたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○9番（中嶋国則）

何点か質問をさせていただきたいと思うのですが、圃場整備については事業化の第一歩であると、是重地区。先ほどの答弁の中で、上気多地区から袈裟丸地区にかけては、350ヘクタールでしたか、にも圃場整備にむけて進んでいきたいとそんな答弁でした。そば・大豆栽培については、新たに地力増進事業というようなことで、予算的には200万円だと思うんですけど、今まで1,000万円ずっと組合のほうへそば・大豆の支援ということで、1,000万円ほどあったんですけど、そば・大豆の栽培をされる方の意見を聞きますと大型機械を導入して、刈り取り、そういうもろもろの機械を導入したその中で非常に厳しいところにあるというお話をしました。何とかそのへんですね、様子を見ながら200万円でまた無理な場合にはですね、新たなそういう救済措置を期待したいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

そば・大豆に対しまする補助でございますが、先ほどご説明したとおり恒久的な補助については考えておりません。ただ今後飛騨市で生産されている堆肥を使いまして地力増進ということで収量をあげることで所得をあげていただくということで対処したいと考えております。

○9番（中嶋国則）

市長にお伺いするまえにこれ外国人労働者の雇用ということですが、これについては現場主義ということで「飛騨六郎兵衛商事」のほうの直接ベトナムの方ですか、お会いしたりしてまず現場把握ということに素早く対応されておるなということを思っております。そして海津市長さんのほうへも話をつけられて何とか冬場の雇用とそういった努力もしていただいたということで、たいへん対応が早いなとそんなふうに感心をいたしております。そこで市長の答弁の中でホウレンソウ農家の方からは外国人の雇用という希望を聞いたということでしたけれども私が農家の方に聞いておるのはトマト農家の方なんですね。トマトのそういう飛騨市の方が冬場の雇用まではできないと、だから4月から11月までの短期的な雇用ができるように国のほうへ支援をお願いしたいとそんなことでした。私飛騨農協のほうへちょっと聞いたんですけど、外国人の雇用希望の人数ですね、実際にその雇用したいと言われる方は13件の方は現在雇用しておられるんですけども45件の方がですね、外国人雇用を希望したいというのがございます。これは去年ですね、JAひだのほうで外国人の労働者雇用についての希望調査というのをされてみます。その中でとくにやはり雇用期間が12カ月というのが、通年で3年ということなんですねけれど、これがたいへんなネックになっているということともうひとつは住む場所の確保がたいへんだということでこのへんについて先ほどもJAとの連携をという答弁がございましたけれども、私はやっぱり地元の国会議員にも陳情するなどしてもっと早急にですね、この陳情で何とか1日も早くそういう8カ月というができるようにしていただきたいなと思います。

これ答弁はいいんですが、そこでこの国家戦略特区内で農業についても外国人の就労が可能になるということあります。そこでこれ情報は農家から聞いたんですけども岐阜県もですね、古田知事が特区申請の要望、そういう希望があるということを農家の方から聞いたんですけども市としてはそのあたりの情報がどうなっているのか、お聞かせをいただければありがたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

外国人就労の特区の関係でございますが、きょうのちょうど日刊紙にも載っておりましたし、農業新聞にも載っておりましたが外国人の就労の特区として、新潟市、愛知県、京都府が特区として認められておりましたが、ようやく9日にも正式に決定して外国人

就労をするようなことができるというようなことで報道がされておりました。ただその特区が認められてそこが軌道にのればこの特区を全国展開させるようなことも新聞報道でされておりましたので、できるだけ早い時期に全国展開されればいいかなということを思っております。

○ 9番（中嶋国則）

ちょっと話が戻りますけれど、質問の中に触れました外国人技能実習生制度が雇用期限が3年から5年に昨年法律改正されたということですが、そのJAのほうでは法律改正はされたけれども、ちょっとハードルが高いんだというようなことを聞いておるんですけどもそのへん何がそのハードルが高いのか、担当部長ご存知でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

JAひだの外国人研修生受け入れ協議会で窓口になってやっていますが、昨年11月にこの制度が3年から5年に延びたということで期間が間もないということ。5年まで延長できるようになったのは、要は実習生が失踪したり、また賃金の未払い、また不法労働等いろいろそういう諸条件がいろいろあるというようなことで、それを防ぐために管理団体とか受け入れ農家そういう管理状況が本当に複雑になったり厳格化された。ということで書類的に多くの書類が必要になったということで、膨大な事務量となつたということで現在5年にはしたいんですけど、そういう事務量がついていっていないという現状もあるということと、その先ほど言いましたように平成29年11月に制度が改正されたばかりですので、いま5年に向けて検討しているというような状態だそうでございます。

○ 9番（中嶋国則）

私JAのその担当者に聞きましたら、いまほど脱走があつたりしてちょっと困難だという話についてですけれど、JAのほうでは、そういったこと過去にあつたけれども、それは中国人の実習生の場合JAひだ管内でもあつたというようなお話を、いまのところベトナムの方はそういったことはないというようなお話をされました。そこでですね、市長にお伺いをしたいんですけども、専業農家、認定農業者というのがございますけれどもそういった担い手との農家の意見交換会というのは市長みずからそこに出席されて現場の声をいろいろ聞いてみえると思うんですけども、いま外国人労働者以外のことですね、農業振興に関わる支援の要望等がありましたらお尋ねをしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何ともお答えがしにくい。そういういろんなことがありますので、それを政策にしておることなので、何から申し上げばいいんでしょうかということなんですが、これち

よつと個別にお答えをすると言っても本当に多岐にわたっておりますので、例えば先ほどの圃場の整備のような話もありますし、もっと細かい補助のような話もあります。あと例えば農業者同士の交流組織をつくっていきたいというような話もございますしどう、もうもちろんたくさんあります。ちょっと何ともここで何ですかと言われてもお答えができないので、ご容赦いただきたいと思います。

○9番（中嶋国則）

午前中の澤議員ではないんですけど、次のまた6月議会、9月議会の材料にしたいなと思ったものですからちょっとお尋ねをしたしたいであります。また農家の方の現場を直接私も行きまして、ネタを探したいなどそんなふうに思っております。

先ほどの職員のエキスパートのことですが、これは市長の答弁では職員の人事配置で昇任、昇格そういったもろもろのことを考えるとなかなか難しい。本人の相性もある。そんな答弁がございました。そこで、私ちょっと疑問に思うのは、ちょっと例えが的確ではないかもしれませんけど、土木技術あるいは建築技術この飛騨市にそういった技術系のエキスパートといいますか、専門の職員がいらっしゃいます。こういった方の人事異動もやっぱり適材適所でいけるのかということの中で、土木建築の技術系のそのエキスパートというのはですね、やっぱり基盤整備から環境水道ですか、そのへんくらいでしてなかなか異動の幅が限られてくると思うんですよね。そういう中で、職員は退職するまでには10年、20年、30年と通算ですね、そういう1つの専門なところにみえるわけです。私やっぱり農業振興についても先ほどから言っておりますようにやっぱり専門性、知識、経験ですね。それと農家を指導していくとそういう職員が必要であると思うわけです。農家の方はやっぱり20年、30年あるいは40年というそういうベテランの方であります、担い手の方は。そういう方の懐に飛び込むためにはやっぱり3年や4年のその経験では無理です。そして3年や4年のその例え農林振興に携わったとしても実際職員は、職員の事務分掌というのは変わるわけですね。例えて言いますと、その中山間直接支払から今度は農業機械の援助担当とか。毎年1年くらいで職員は変わってみえるわけですよ、農業担当課にいたとしても。そういう意味でもっとやっぱり出入りしてですね、10年、20年の経験を積まれて、農家と対等に話ができるそういう職員をですね、ぜひ育てていただきたいと思います。これは堂々巡りになるかと思いますので、答弁はいりませんけれど、私最後に申し上げたいのは、やっぱりエキスパートは言葉を変えるならば、「餅は餅屋だ」と思うんですよ。その餅屋になる職員が農業振興には最低2人はいると思うんです。そういうそのエキスパート、餅屋の職員がですね、別の課へ移ったならば次もう一人後継者を育てる。そういうことをしていけば、昇任昇格の障がいになって無理です。本人の相性があるからなかなか難しいとそういうふうにおっしゃいましたけども、そのへんは農業振興には私はぜひエキスパートを、餅は餅屋が必要だということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

△市長（都竹淳也）

私相性があるのでエキスパートはできませんとは一言も申しておりません。いろんな判断要素の中にそれがあるんだということを申し上げているわけです。当然1つのセクションに長く置きたいという人事で考えていますし、ただいろんな要素を考えるとそううまくいかない。部分最適が全体最適にならない典型なんです、これは。土木建設系の職員は技術職として入っていますから、また人事異動の体系が違います。保健師なんかもそうですね。ですけれど、そうした人事というのは全体の中で考えなくちゃいけないということの中で、やっておるわけですので、そこは御理解をいただきたいと思います。

○9番（中嶋国則）

これは平行線になるなと思います。先ほど申し上げましたように高山市の場合は、その2名や3名でなしにもっと4名から5名はそういうベテランの方がみえると思います。それは職員の数が多いからというような考え方もできるかと思いますけれど、飛騨市の中でも最低2名は検討していただきたいなと思いまして、次の観光振興について4点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、滞在型観光の推進について伺います。飛騨市の経済を活性化するには、観光振興が一番と市長が所信表明されてから、3年目に入るわけであります。

「観光」とは「光を見る」と書くわけですけれども、まだまだ明るい光が見えないような気がしますが、一部光も見えているかなとそんな状況であります。滞在型観光の推進により、市内にお金が循環しなくては、経済は活性化しません。血液が動いていない状態ではないかなとこれは私の思いでございます。「君の名は。」による市内の聖地巡礼者が12万人を超えたことにより、一部の店等は潤ったということでたいへん喜ばしいことがあります。いまは聖地巡礼の外国人の方が増えていますが、お金はあまり使われないようあります。「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」や「レールマウンテンバイクガッタンゴー」だけでなく新しい企画をすべきと考えますが市のお考えを伺います。滞在型観光につながる、長期宿泊につながる具体的な事業計画はありませんか。もう1点、私はスポーツ観光に力を入れるべきであると考えます。これは合宿による効果が昨日の森議員の話の中でも宿泊者の増加というそういったことで質問をされてみました。そのためには、古川町内にもう一面人工芝のサッカー場をつくるべきと考えますが見解を伺います。

次に2点目、古川まつり会館の整備について伺います。平成28年度から平成29年度にかけて映像のリニューアルや映像ホール等の改修、入館料の値下げ効果もあり、平成29年度入館者は、平成28年度より5,000人を超える増加となっており、たいへん喜ばしい限りです。平成30年度におきましては、土産品売り場やトイレの改修工事費が予算化されています。この工事が完成したならば、さらに入館者が増えると予想されます。2年後の平成31年度入館者の目標は、何人でしょうか。また、それによる経済効果はどのくらいを想定されますか。

3点目、観光施設のトイレを洋式に1日も早く整備をするべきではないでしょうか。観

光施設でお年寄りなど利用客の多い施設から優先的にトイレを洋式に整備を進めるべきと考えます。具体的には、私がよく利用するすば～ふるでは、お年寄りの苦情を直接聞きます。男子トイレが3つありますが、洋式トイレは1つだけです。女子トイレは、4つあります。洋式は、2つだけです。入浴せずに宴会だけの利用もある中で、入浴だけの入館者が年間約5万人利用します。年を取ると洋式トイレの方がありがたいと言われます。福祉にやさしいまちの飛騨市を標榜されている市長の御見解を伺います。

最後に4点目、コンベンション誘致の推進について伺います。新年度予算に997万円計上されています。市内での宿泊・滞在が見込めるコンベンションを積極的に誘致する計画がありますが、スポーツ大会は何人でしょうか。また、文化・芸術活動は何人でしょうか。合計の誘致される目標人数も伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

私からは滞在型観光の推進とトイレの話、2点を御答弁申し上げます。

この滞在型観光でございますが、当然長い時間過ごしていただければ、それによって自然と飲食、買い物等の消費につながっていくということでございますので、飛騨市ののみならず、いまや全国各地のあらゆる観光地の課題であるといつても過言ではないと思います。ただそのことが示すように、一朝一夕にできることではない。また、一発逆転の策もないというのが滞在型観光の取り組みでありまして、まずは地域を知ってもらって、興味を持ってもらって、来てもらった方々に今以上に滞在時間を延ばせる魅力作りを平行して行ってはじめて実現をしてくる。こうした地道な努力が必要であるというふうに感じております。

私自身は、飛騨市一番のポイントは魅力のある観光スポットが不足していることではないかと考えておりますし、そのために現在、宙ドームの改修であります、レールマウンテンバイクの延伸であります、あるいはまつり会館の改修、まちなかでのいろんな拠点づくり、それから体験型プログラムということで飛騨みんなの博覧会などを通じてプログラムづくりということを進めておるわけでございます。さらに、スポーツやゼミ合宿などの誘致というためのセールス活動、認知向上のためのPR活動ということも当然必要でございまして、こうしたあらゆることが滞在型観光につながる取り組みだというふうに位置付けておるわけでございます。

議員からスポーツ観光というご提案がございまして、これは全くの同感でございまして、スポーツ合宿の需要、飛騨では、飛騨市の強みでありますので、この部分を強化することはたいへん重要だと考えております。その中でグラウンドという話がございました。昨日、野村議員のご質問にもお答え致しましたけれども、数河での人工芝のグラウンド、大会の合宿のですね、他県との縄引きがある中で、この整備、人工芝化というのは、重要

でかつ有益な武器になるのではないかということをお話を申し上げましたけれども、これも一つでございますし、またその他にも、さまざまご要望いただいております。流葉地区、黒内地区でのグラウンド整備、その他スポーツ施設の整備、たくさんございます。そうしたことでもございますので、限られた財源の中で優先順位をつけてその整備計画をまとめていきたい、ということで現在作業を進めておりまして、ご提案のある人工芝のサッカー場、あるいはサッカー・ラグビー共用のグラウンドそうしたものにつきましては、その中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから洋式トイレの整備につきましてのお尋ねがございました。この点につきましてはかねてから申し上げていますとおり重点的に取り組んでいるところでございまして、昨年度は宙ドームや御旅所、今年度は古川駅前観光案内所、ふるかわや、本光寺ということで、順次トイレの洋式化を行っております。またあわせまして、必要なところはユニバーサルベッドを設置するということで、神岡の宙ドームはこのユニバーサルベッドの設置、この市役所の前のふるかわやも先日設置をいたしました。

こうした流れの中で、当然すば～ふる、ホテル季古里も対象施設というふうに位置付けております。ただ、まず障がいのある方が安心して町を散策していただけるというところを急ピッチでやりたいというふうに考えておりますですから、いまのところは、まちなかを中心に優先的に整備に取り組んでおります。こうした流れの中で、整備を進めたいと考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

[商工観光部長 泉原利匡 登壇]

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは2点目の古川まつり会館の整備効果についてお答えします。土産物売場やトイレの改修によって入館者が増えるということではなく、入館者増ということに関しては、施設の展示内容自体をより魅力的にすること、そしてそれをPRすることだと考えております。したがって、新年度予算において展示内容リニューアルを含めた実施計画の策定を計上したところであり、これに向けて取り組んでいきたいと考えております。したがって、早くてもトイレ等の改修が終わった段階と考えられる平成31年度での入館者目標や経済効果については、現時点では具体的には定めておりませんが、いまよりもすこしでも多くの方々に入館いただき、喜んでいただけるようにしていきたいと考えております。

続きまして4点目のコンベンション誘致の推進について、お答えします。新年度の誘致目標についてですが、とくに文化・芸能活動とスポーツ大会とを明確に分けていますではありませんが、合わせて9,000人程度を見込んでおります。今後も周知、営業活動についても積極的に行う予定としており、引き続き官民一体となった誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

[商工観光部長 泉原利匡 着席]

○ 9番（中嶋国則）

冬のイベントについてお尋ねをしたいと思います。冬は三寺まいりとか金比羅宵祭くらいしかないとそんなことを旅館組合の方とお話をしたときにでました。何とか冬に滞在型のイベントをぜひお願いしたいというような中で、そういう意見があつたんですけれどこの冬のイベントということについてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

新たな冬のイベントというようなことにつきましては、まだ具体的な話等が進んでおるわけではございませんけれども、新年度予算に民泊の事業の中で冬のイベントを事業化しております。それが今回市民向けというようなことでございますけれども、そのような体験型のものが冬の誘客につながるように発展すればというようなことも考えております。

○ 9番（中嶋国則）

質問の通告後にちょっと観光資料を手に入れまして、このことに関しまして商工観光部長にはちょっと事前にお尋ねするということで、お尋ねをしたいと思います。

飛騨高山観光大学ということで、去る2月の20日に高山市で講演といいますか200人ほど集まったときに飛騨高山観光ゼミという中で、飛騨高山のギャップ、どういうギャップかと言いますと、関東圏、関西圏、中京圏それから北陸圏の年代別ですね、20代からずっと60代までの方、1,040人にモニターをやったということの中で、これがその結果はまたのちほど話をしますが、まず2月20日に高山観光大学、これは毎年開かれているというようなことを高山市の方にお聞きしましたが、飛騨市としてはこういったことに職員とか観光協会の方が参加をされているのかどうか、そのへんをお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

秋頃に毎年観光大学をやられているということは知っておるんですけども、今回の2月につきましては、案内はきてなかつたと思いますし、知らずに済んでおります。

○ 9番（中嶋国則）

それがこの講演会の資料なんですけれど、ここから2点ほど質問させていただきたいと思います。飛騨高山のその観光資源の認知度、何を知っているのかということと、それから飛騨高山に何が興味があるかというこの2点から調査をされておるんですけど、そのギャップがですね、たいへんびっくりするということでございます。高山を知っているかということについては、じつは都会の方は、1位が下呂温泉。2位が白川郷、3位は

飛騨牛、4位にはじめて古い町並み。5位には奥飛騨温泉郷が入ったということになります。それから興味があることは何ですかという問い合わせに対しては、1位は飛騨牛、2位は下呂温泉、3位は白川郷、4位に奥飛騨温泉郷、5位に古い町並みということでした。高山祭はという問い合わせに、そういう選ぶものがあるんですけど、それは何と16番目にはじめて関心があるというそういう結果がありました。

高山の方もそうですけれど、私たちが思う飛騨高山のイメージというのは、高山祭や伝統的な古い一之町、二之町の古い町並みあるいは高山陣屋、赤い中橋。そして朝市とあるいは飛騨牛を含む豊富な味覚ということを想像するわけですけれども、都会から見た場合は、この市町村の垣根がまったくなく、境界などまったくなく飛騨高山というイメージが温泉や白川郷があがってきたということがたいへん驚きであります。ギャップのこのそういうことで、まさに目からうろこと言いますか、そういう感があります。このことについては、泉原部長にもお尋ねしておりますが、御答弁をよろしくお願ひします。

◎議長（葛谷寛徳）

どういう質問でしたか。

○9番（中嶋国則）

飛騨高山のことを取り上げましたけれども、これは飛騨市の観光振興ということに関して非常につながってくるということから事前にですね、質問通告を出したあとにこの資料を手に入れたものですからこれのいま言ったことについてギャップが非常にあるけれども、担当部長としてはどのようにお考えですかというようなことを事前にお話をしてくれるんです。3日前にお話をしておりますので、きょう答弁をよろしくということでお願いしております。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

ただいまのご質問でございますけれども、たしかに3日前にそういうお話をちらつといただきまして、先ほど午前中に資料を見せていただきましたので、早速高山のほうから資料を取り寄せさせていただきました。いまの結果、お話にあったとおりでございますけれども、やはり都会と言いますか関東圏なんかはとくにそうなんですが、「飛騨市」といいましてもやっぱり高山とか下呂温泉とかということで飛騨市自体の認知もなかなかされていないということもありますので、いままさに飛騨市の認知をしていただくような取り組みということで、観光宣传も含めてPR事業というようなことも進めておるところでございます。「君の名は。」等で認知もある程度あがってはきておると思いますけれども、とくに若い方について、飛騨市の認知を高めるような施策を進めていきたいなとうふうに思っております。

○9番（中嶋国則）

私の質問時間があと2分になりました。そこで、幾つも聞きたかったんですけど、市

長にお伺いをしたいと思います。これは岐阜新聞の「素描」でありますけども、これ1月から2月にかけて8回ですか、市長の記事が出ております。私これを愛読することをたいへん楽しみにしておりましたし、また市長のですね、自信あふれるすばらしい記事であるということで、読んだ後、この飛騨市の未来は明るいとそんな感動をもった一人であります。そこでですね、あと1分30秒ですが、その中で1つ、「素描」の中で「シンガポールに学んだこと」という記事がございます。この中からかいつまんで申し上げますと、シンガポールに学んだことの中から30秒ほどで質問いたします。「飛騨は3市1村からなるが文化的・経済的な一体性から飛騨国を名乗るよう提唱している。各市村は自治区と位置付け、お互いに地域資源や人材を活用しあう常識にとらわれない柔軟な考え方が必要だ」と述べられております。であるならば、柔軟な発想から飛騨国の観光振興をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そこに私書きましたのは、私の持論でございまして。私当然飛騨市の市長ですが観光に関しては市町村境というのはほとんど意識しておりません。いつも半分冗談めいて、半分本気で言うんですが、高山市長に「奥飛騨温泉郷は飛騨市のものです」とこのように申し上げておりますし、今後整備していく飛騨市のパンフレットには堂々と奥飛騨温泉郷を載せ、またとくに国府なんかは近いですから四十八滝、安国寺あたりは飛騨市と同様に載せていくべきではないかとそのような考え方をもっております。また宿泊も飛騨市がすぐなければ、高山へ泊まつていただくというのも当然候補だと思いますし、逆に高山で補えないスポーツ合宿等は飛騨市がどんどん受けていくということもこれもあって当然だろう。しかも飛騨市には、飛騨の中でここにしかないというものが幾つがございます。例えば北飛騨の森、天生湿原、池ヶ原湿原。あれはほかのところにはああしたもののがございません。それからもちろん「君の名は。」もそうでありまして、実際来る人は飛騨古川、飛騨市ということは結構意識されておりますけれど、何となく飛騨というかたちで捉えておられますからそういうところは飛騨全体をまわる周遊観光というかたちの中で捉えていけばいいというふうに考えております。これは先ほど、きのうか申し上げましたけども、飛騨市の実際の経済も飛騨市だけで完結しておりませんので、高山も含めた全域が経済的に伸びていかないと飛騨市の税収も上がっていかないという構造になっておりますから、こうした意味でも全体的にPRをしていく必要というのがあるのではないかと思っています。3市1村のいろんなつながりで協議会なんかもつくって観光の振興もやっておりますし、こうした中でとくに飛騨市として強みが發揮できる部分、例えば先ほどお話をありがとうございましたが飛騨牛、一番の主産地、頭数が多いのは高山の清見でありますけども、飛騨市も飛騨牛の中では生産地でありますので、その強みを磨いていくというようなことも役割でありましょうし、その主産地の中で飛騨牛が食べられる場所をきちんと整

えていくということもこれも大事だと思います。また高山・白川郷があまりのお客さんで、とくに外国人のあまりのお客さんで最近飛騨市においでの方々は、本当の飛騨を求めてここに来ておられるということですから、逆に高山とは違う路線で落ち着いた町並みを落ち着いて歩いていただくこともありますし、それから神岡のガッタンゴーそれからいまの宙ドームの改修、これは全く飛騨にどこにもない、ここにしかない資源でありますし、江馬館もああした歴史資源は、室町時代の歴史資源は神岡にしかございません。そういうところを強みを出していきながら、飛騨全体の中での誘客の中で伸びていくこういう考え方をとっておるということでございます。

○ 9番（中嶋国則）

先ほどのこの資料ですけれども、これはじゅらんのリサーチセンターの長瀬美子さんという方がまとめられて講演をされたということです。この資料から私もやっぱり今市長がおっしゃいましたように飛騨はひとつということで、そうなつたら飛騨市は北の玄関になるわけですので、そちらのほうの宣伝、戦略を立てていただければとそんなふうに思います。終わります。

[9番 中嶋国則 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

これで9番、中嶋国則君の一般質問を終わります。

これをもちまして質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただ今議題となっております、議案第6号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第63号、指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場他）までの58案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第64号、平成29年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）から議案第73号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの10案件並びに議案第74号、平成30年度飛騨市一般会計予算から議案第87号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件、あわせて24案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら24案件は議員全員をもって構成する予算特別

委員会を設置し、これに付託のうえ、審議することに決定をいたしました。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りをいたします。議案精読のため3月9日から3月11日までの3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、3月9日から3月11日までの3日間は、議案精読のため休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月12日、月曜日、予算特別委員会終了後といたします。本日はこれにて散会といたします。

（散会 午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（12番）

森下真次

飛騨市議会議員（13番）

高原邦子